

第2部  
関西広域連合 10年のあゆみ

## 第2部 関西広域連合10年のあゆみ

### 1. 設立の経緯

「分権型社会の実現」と「関西全体の広域行政を担う責任主体づくり」、「国の出先機関の受け皿づくり」を進め、関西から新時代を切り拓いていくとの志のもと、2010年12月1日、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県が結集して、府県を構成団体とする全国唯一の広域連合として関西広域連合が発足した。

その後、2012年4月に大阪市と堺市、同年8月に京都市と神戸市が参加し、さらに2015年12月に奈良県が参加し、域内人口は2,200万人、総面積35,000km<sup>2</sup>を超える日本最大の地方公共団体として現在に至っている。

そもそも関西では、「関西国際空港」や「けいはんな」（関西文化学術研究都市）、「大阪湾ベイエリア」の開発、大型放射光施設やスーパーコンピューターの誘致など、ナショナルプロジェクトや広域的な地域振興について、産学官（経済界、地方公共団体、学界）が広域的に連携して取り組み、多くの成果を果たしてきた歴史がある。

一方で、関西経済は1990年代後半の産業構造転換への対応や国内企業の海外移転、本社機能の東京移転などの空洞化に喘いでいたが、関西経済連合会が主体となって、他の経済団体とともに2002年5月に「関西産業競争力会議」を設置し、関西経済の再建と再活性化をめざした検討を進めていた。

同年12月、同会議は関西産業競争力会議レポートをとりまとめ、その中で関西広域連合設立のきっかけとなる「関西州の創設に向けた合意形成の促進」の行動計画が示された。

以上のように、関西広域連合が、日本で唯一の複数府県・政令市を構成団体とする広域連合として設立に至った背景を振り返る際、関西の広域連携の歴史と関西財界を発端とする地方分権改革への取組を踏まえなければならない。

### （1）関西の広域連携の歴史

ここで、関西における府県・政令市の広域連携、経済界等との連携の歴史を以下のとおりたどることとする。

#### ①近畿開発促進協議会（1960年～2007年）

戦後復興から高度経済成長期にかけての近畿圏は、いわゆる経済の地盤沈下、人口の集中とドーナツ化現象、公害といった問題を抱えていた。

広域的な圏域整備によってこれらの問題を解決する必要性から「近畿は一つ」をテーマに、1960年12月に2府6県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県、和歌山県）3政令市（京都市、大阪市、神戸市）の知事・市長及び議会議長のほか、国の地方行政機関の長や学識経験者等を構成員とした近畿開発促進協議会が発足し、近畿圏整備法の制定に向けた活動など近畿圏の整備及び開発整備に関する計画の総合調整並びにその事業実施の促進を目的とする活動を展開した。

なお、当協議会の発足から5年後の1965年4月に「地方行政連絡会議法」が施行されたことに伴い、当協議会の規約改正が行われ、構成員は知事、市長及び議会議長のみとされたが、以降40年以上にわたり国の予算に対する要望や国土計画等に関する国及び府県市の連絡調整等を行ったほか、「すばるプラン」の策定に関わり、「すばる推進委員会」の設置主体になるなど、関西の広域連携の節目で重要な役割を担い、2007年の関西広域機構発足に伴い解散した。

## ②すばる推進委員会（1987年～1999年）

1970年代のニクソンショックやオイルショックにより日本経済も大きな転換点にさしかかり、国の財政状況の悪化の影響から近畿圏の整備にも制約が加わるようになった。

このような中で、1981年7月に開催された国土審議会近畿圏特別委員会において、新しい近畿の創生計画の策定が提唱され、学界、経済界、労働界、言論界などの各界代表者をもって構成する新近畿創生懇談会により1987年3月に「新しい近畿の創生計画（すばるプラン）」が策定された。

### 【すばるプランの概要】

新しい近畿創生の基本理念	1.世界と我が国の平和と繁栄を先導する近畿圏 2.活力と魅力あふれる近畿圏 3.地域と地域が手を携える近畿圏	
新しい近畿創生の基本的課題	1.双眼型国土構造の確立 2.活力ある新社会の実現 3.多核連携型圏域構造の確立	
新しい近畿創生の基本方向	1.国土の双眼構造を担う国際経済文化圏 2.創造性を育む豊かで美しい定住社会 3.しなやかな近畿をつくる近畿都市圏連合	
新しい近畿創生のための主要整備構想～高度分積都市ネットワークの形成～	1.バイ・トライアングル構想	大阪湾、伊勢湾、若狭湾を国際交流の先導拠点として集中的に整備することにより、圏域全体としての高次の都市機能の集積をめざす。
	2.近畿リサーチ・コンプレックス構想	特色ある学術、研究開発拠点づくりを進め、高度な学術、研究開発機能の集積や新しい産業の展開をめざす。
	3.文化首都構想	世界的水準の文化、学術研究の拠点や文化交流の場の形成により、新しい世界文明の創造に先導的役割を果たすことをめざす。
	4.近畿の新しい風土づくり構想	豊かな自然や歴史的文化遺産の保存、継承、自然や歴史とのふれあいの場の整備などにより、人と自然が共生する潤いに満ちた空間の創造をめざす。
	5.情報通信ネットワーク整備構想	地域の特色ある産業、技術、文化、観光などのデータベースの構築や情報システムの形成、圏域内外を結ぶ広域基幹通信ネットワークや国際通信ネットワークなどの多彩な情報通信基盤の整備をめざす。
	6.総合交通体系整備構想	国際・国内交通ネットワークの形成や東西軸、南北軸、環状軸などの整備による圏域内2時間交通圏の確立を目指す。

1987年4月には、近畿開発促進協議会の内部組織としてすばる推進委員会が設置された。この委員会の委員は各府県市の企画担当部長（又は局長）が務めたほか、常設事務局が設置され、すばるプランの主要整備構想に盛り込まれた長期的、広域的プロジェクトの具体化やイベント支援などの近畿圏の共同の取組の一層の強化を図ることを目的に、①企画立案、調査・研究事業、②情報提供事業、③普及啓発事業の3本柱で具体的な活動を展開した。

### ③関西広域連携協議会（KC）（1999年～2007年）

1998年5月に関西2府7県3政令市と在阪経済5団体（関西経済連合会、関西経済同友会、関西経営者協会、大阪工業会、大阪商工会議所）の首脳会議「すばるサミット・経済団体首脳合同会議（関西サミット）」が開催され、「（仮称）関西協議会」を設立し、「すばる推進委員会」や「世界都市関西キャンペーン推進協議会」などの既存の広域連携組織を新組織の母体として発展的に解消することが決定された。

これにより、1999年6月に2府7県3政令市と在阪経済5団体、京都商工会議所及び神戸商工会議所で構成する関西広域連携協議会が発足した。

当協議会には、構成団体のトップによる理事会のもとに幹事会、6つの部会及び地域整備研究会が置かれたほか、常設事務局が設けられた。

#### 【関西広域連携協議会の概要】

区分	内容	
関西宣言 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ われわれは、歴史・伝統・文化を生かし、自由・自主・自立の精神に立脚し、真に豊かで生きがいと夢のある“関西”、日本と世界の繁栄に貢献し、世界の人々が憧れ訪れる“関西”を創りたいと切に願うものである。</li> <li>○ 何よりも大切なことは、地域の住民・経済界・行政がともに力を合わせ、新世紀を切り拓くという高い志と気概をもち、総意と努力によって関西を改革していくことである。</li> <li>○ 関西広域連携協議会が進める広域連携は、世界的な地域間競争の中で、限られた資源を有効に活用し、関西全体のより大きな総合力とより高い効率性を生み出すための、歴史的な改革の第一歩である。</li> <li>○ われわれは、関西各地のすぐれた個性と魅力を生かしつつ、「関西は一つ」という理念と関西全体の発展戦略を共有し、府県市域や官民の壁を越えて適切な役割分担と連携を進めることによって、さらなる発展基盤を形成していかなければならない。</li> <li>○ 広域的課題に対応するための各地域間の協力と連携の推進は関西のみならず日本全体の長年の悲願でもある。これはまた、自治能力をさらに高め、地域主権時代の到来を促す起爆剤となり、有史以来、日本の変革を先導してきた関西がその名誉ある役割を果たすものとなる。</li> <li>○ 関西広域連携協議会は、広く英知を結集し、全力を尽くして、このような広域連携を推進・実行していくことを、ここに宣言する。</li> </ul>	
機能	コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携課題に関する調査研究・企画立案・検討調整・提言</li> <li>・広域連携組織間の連絡調整、同種の事業の整理・統合等</li> <li>・新たな広域連携課題の掘り起こし及びその課題調整・推進等</li> </ul>
	シンクタンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西の総合力発揮のための圏域の総合ビジョン等の検討</li> <li>・情報、文献等の収集整理及びその活用</li> </ul>
組織	全体会議	代表理事・理事・特別顧問・委員・協力委員で構成
	理事会	代表理事・理事で構成
	幹事会	各団体部長・専務理事等で構成
	部会(主査団体)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.文化・観光部会（京都府）</li> <li>2.環境部会（滋賀県）</li> <li>3.防災部会（兵庫県）</li> <li>4.情報発信・PR部会（大阪府）</li> <li>5.産業・科学技術部会（徳島県）</li> <li>6.南北近畿活性化部会（和歌山県）</li> </ol>
	地域整備研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西の主要広域事業の推進方策、すばるプランの検証等</li> <li>・広域的行政の展開・地域主権確立方策、首都機能移転</li> <li>・政策提言・要望</li> </ul>

関西広域連携協議会の活動内容は、「関西夏のエコスタイルキャンペーン」や関西一体となった海外におけるプロモーションの実施、美術館・博物館を無料開放する「関西文化の日」などがあり、多数の取組が現在も引き継がれている。

さらに、2000年には、「関西国際広報センター」(KIPPO)を設置し、関西の総合的情報発信窓口となるインターネットサイト「Kansai Window」を開設するとともに、2003年には「関西国際観光推進センター」(KIT)を設立し、官民挙げた外国人観光客誘致のためのプロモーション活動を展開することとなった。

また、同協議会の理事会(関西サミット)を毎年開催し、関西の知事・政令市長・経済界のトップが一堂に会して自由な意見交換が行われた。

【関西広域連携協議会の活動概要】

担当組織等	主な検討成果・実施事業
文化・観光部会、 関西国際観光推進センター (KIT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「WELCOME KANSAI21-関西・観光ツーリズム戦略」策定</li> <li>・関西プロモーションオフィス設置(ソウル、台北、香港、上海、北京、廣州)</li> <li>・「関西パスポート」発行(海外からの来訪者向けレイル&amp;プレイパス)</li> <li>・関西一体となった関西プロモーションの実施(台湾、韓国、上海)</li> <li>・「関西元気文化圏構想」の推進、「関西文化の日」の設定(美術館・博物館の無料開放)</li> </ul>
環境部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西夏のエコスタイルキャンペーン」の推進</li> <li>・循環型経済社会システム構築に向けた「関西ゼロエミッション」推進</li> <li>・容器廃棄物対策の検討</li> <li>・「関西エコオフィス宣言」運動の実施、「関西エコオフィス大賞」表彰</li> </ul>
防災部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の屋間人口対策の検討、広域的避難ルート等について報告書とりまとめ</li> <li>・南海地震への対応について検討</li> <li>・コンビニに「災害時帰宅支援ステーション」統一ステッカー掲出</li> </ul>
情報発信・PR部会、 関西国際広報センター (KIPPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西情報ポータルサイト「Kansai Window」</li> <li>・外国語版広報パンフレット・ビデオ作成</li> <li>・関西広報ビデオ「The Essence of Japan」の作成</li> </ul>
産業・科学技術部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西産業情報総合インデックス」開設</li> <li>・「関西における産学官連携情報インデックス」HP構築</li> <li>・関西バイオ推進会議に参画</li> </ul>
南北近畿活性化部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南北近畿ふるさと体験ガイド」作成</li> <li>・ふるさと体験をテーマとした交流事業</li> <li>・「定住」に関する検討</li> </ul>
情報化部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西IT合同会議」の開催</li> <li>・「関西広域情報共通基盤(KC-WISE)」構築の推進(広域災害・防災情報等の一元化)</li> </ul>
地域整備研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都機能移転の広報啓発活動、三重・畿央地域への移転実現に向けた活動</li> <li>・各種行政機関・施設の広域的運用の検討</li> <li>・広域事業の共通の目標像、基幹インフラ計画について検討</li> <li>・地域主権の確立に向けた今後の地方制度のあり方について研究</li> <li>・広域・国際交流圏の実現に向けたアクションプログラムの研究</li> </ul>
理事会(関西サミット)における特別決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年サミット(主要国首脳会議)の関西誘致を実現する特別決議(2005年)</li> <li>・文化庁の関西拠点の設置を実現する特別決議(2005年)</li> <li>・平城遷都1300年記念事業を推進する特別決議(2006年)</li> <li>・関西を首都機能代替エリアに位置づけることに関する特別決議(2006年)</li> </ul>

関西広域連携協議会は、2006年7月に発足した関西分権改革推進協議会において、既存の広域連携組織の統合・参画により新たな広域連携組織を設立する方針が決定され、2007年7月の関西広域機構(KU)発足に伴い解散した。

#### ④関西広域機構 (KU) (2007年～2011年)

関西広域機構は、規約にその目的を「関西の府県、政令指定都市及び経済団体等が、ともに考え、ともに行動し、域内の多様な個性を尊重しつつ関西全体としての総合力を発揮して、広域連携の一層の強化と分権改革の推進を図り、もって活力と魅力あふれる地域として関西が自立的に発展すること」と定めた。

KU 発足にあたっては、既存の関西広域連携協議会 (KC)、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構、関西国際広報センター (KIPPO)、関西国際観光推進センター (KIT)、歴史街道推進協議会、関西元気文化圏推進協議会、近畿開発促進協議会、関西分権改革推進協議会の8つの組織が統合・参画した。

また、KUの正会員は、関西2府7県(2008年7月鳥取県加入により8県)4政令市及び7経済団体(関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、堺商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会(2009年5月解散))で構成された。

関西広域機構の活動成果は以下のとおりである。

##### 【関西広域機構の活動概要】

1.創ろう関西	地方分権改革への対応	・関西広域連合の設立 ・地方分権シンポジウムの開催
	地域整備の調査研究・企画立案	・提案・要望活動 ・首都機能移転に関する活動 ・首都機能代替(バックアップ)エリア構想の推進
	国際交流・国際貢献の推進に関すること	・東アジア諸国・地域との経済交流の推進 ・環境分野におけるアジアとの交流促進 ・JICA(国際協力機構)等との連携
	情報化への対応	・サイバー関西プロジェクトの推進
	少子化対策	・「子育て応援・関西キャンペーン」
2.魅せよう関西	関西の文化力で魅せる	・関西文化の日 ・関西元気文化圏
	関西の文化力の発信	・関西文化ワークショップフェスティバル ・Webサイト「Art&Culture」による情報発信 ・関西芸術会議の開催
3.伝えよう関西	関西の広報・情報発信事業	・Webサイト「Kansai Window」による情報発信 ・ニュースレター「KIPPO NEWS」の発行
	内外メディア協力事業	・外国人派遣プレスツアー及び個別取材支援の実施
4.行こう関西	ビジットジャパン事業を中核とした観光プロモーションの実施	・ファミトリップ、商談会 ・現地観光セミナー、旅行博出展
	新たな企画への取組	・ユースツーリズムの推進 ・外国人観光客向けガイドブック、マップの作成
5.守ろう関西	環境課題への対応	・関西エコオフィス運動の展開 ・エコドライブの推進 ・省エネ家電の普及促進
	広域防災対策の推進	・災害時帰宅支援ステーションの普及・定着 ・企業防災力の向上支援 ・自治体BCP勉強会の開催

関西広域機構は関西の広域連携の一層の強化と分権改革の推進という二大目的のうち、分権改革の推進について関西広域連合の設立が実現したことから、改めて官民の広域連携組織としてのあり方が見直され、「関西地域振興財団」（一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（現 一般財団法人関西観光本部））の一部を継承して2011年9月に解散した。

## （２）関西の地方分権改革への取組

### ①関西分権改革研究会

2003年2月に関西経済同友会と関西経済連合会が共催した「第41回関西財界セミナー」において、「日本再生へ、関西からの挑戦～統治能力と競争力の強化を求めて」と題する合意事項がとりまとめられ、その中で、関西としての取組として「規制や税制の面で住民にメリットのある地域づくりを行うため、道州制を将来像と位置づけ、その第一歩として広域連合制度を活用した「関西州」設立を早急に検討し、関係自治体の合意を形成するための働きかけを精力的に行う」ことが提言された。

その後、経済界で関西州の研究をより深めるとしても府県市の参画・協力が欠かせないことが明らかになり、政官財のトップが一堂に会して意見交換をする前に、関西州の設置に向けた諸課題について産官学のメンバーが自由な立場で研究する場を設ける必要があると判断され、関西6経済団体（関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会）から2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）、3政令市（京都市、大阪市、神戸市）に対し、「分権改革における関西のあり方に関する研究会」への参加を呼びかけることとなった。

これに対して2府7県知事から、「はじめに「関西州ありき」ということではなく、関西州の設立までの年次を定めたスケジュールを立てずに、これからの関西のあり方について特段の前提を設けることなく議論することとし、地方分権に関わる問題について幅広く検討すること。」との申し入れがなされた。

これを受け、関西経済6団体で協議を行い、研究会は「広域連合関西州」ありきではなく、2府7県の各知事から提案のあった「国の出先機関のあり方と役割分担の明確化」をはじめとする検討事項を含め、地方分権に関わる問題を幅広く取り上げ、具体的な検討内容については研究会発足後メンバー間で議論し決定することとし、あらためて各知事・市長に研究会への参加を呼びかけ、同年7月に府県・政令市、学識者、経済団体が一堂に会して地方分権改革を論ずる画期的な議論がスタートした。

一年半に及ぶ議論を経て、2005年1月に報告書「分権改革における関西のあり方」がまとめられた。

この報告書の中で国と地方の役割分担のあり方については、国の法令等による規制や義務づけを見直すとともに、国の地方支分部局の事務を再編し、国、広域組織、府県市町村に事務を再配分し、府県を越える自治組織のあり方を検討する必要があるとした。

また、府県を越える広域的課題に適宜適切に対応しうる広域自治組織が必要であり、国主導の制度改革を待つのではなく、望ましい地方分権体制への「漸進的な改革」に自ら取り組む必要があり、その一つの有力手段として広域連合方式を検討すべきであるとし、「関西広域連合」設立の試案をまとめた。

そのうえで、府県を越える広域自治組織の具体案について、関西において広域的に取り組む課題を明確にした上で、その実現可能性を詳細に検討する専門委員会を速やかに設置すべきであるとした。

#### 【関西分権改革研究会の概要】

1.位置づけと基本方針	地方行財政の実情を踏まえつつ、地方分権にかかわる問題を幅広く取り上げることとし、関西として総合力を発揮するための分権改革の具体的な課題やその解決策について検討する。		
2.メンバー（発足時）	座長	井上 義國	ダイキン工業顧問
	委員（学界）	富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授

		新川 達郎 中井 英雄 林 宣嗣 野村 隆 真淵 勝	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 近畿大学経済学部教授 関西学院大学経済学部教授 徳島文理大学総合政策学部教授 京都大学大学院法学研究科教授
	委員（自治体）	飯島 義雄 吉田 哲 廣田 義治 佐村 知子 梶本 徳彦 藤本 和弘 増井 勲 中山 次郎 高岡 茂樹 高木 壽一 土崎 敏夫 梶本 日出夫	福井県政策幹 三重県副知事 滋賀県副知事 京都府副知事 大阪府副知事 兵庫県副知事 奈良県副知事 和歌山県副知事 徳島県総合政策室長 京都市副市長 大阪市助役 神戸市助役
	委員（経済界）	服部 盛隆 土橋 芳邦 村上 仁志 柴田 稔 雀部 昌吾 山田 廣則 平岡 龍人 鳥井 信吾 堀場 雅夫 小林 幹司 高崎 正弘	池田銀行頭取（関西経済連合会） クボタ相談役（関西経済連合会） 住友信託銀行会長（関西経済連合会） 東洋紡績会長（関西経済連合会） バンドー化学会長（関西経済連合会） 大阪ガス副社長（関西経済同友会） 清風明育社理事長（関西経済同友会） サントリー副社長（関西経済同友会） 堀場製作所会長（京都商工会議所） 日本生命顧問（大阪商工会議所） 三井住友銀行特別顧問（神戸商工会議所）

## ②関西分権改革推進委員会

関西分権改革研究会報告書の決定を受けて、2005年4月に関西の2府7県3政令市と6経済団体により、府県を越える広域自治組織の実現可能性を検討する専門委員会として関西分権改革推進委員会が設置された。

### 【関西分権改革推進委員会の概要】

1.目的	関西分権改革研究会が試案として示した「府県を越える広域自治組織の具体案」について、関西において広域的に取り組む課題を明確にした上で、その実現可能性を詳細に検討し、もって関西にとって望ましい地方分権改革の実現に資すること。		
2.所管事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西において広域的に取り組むべき課題の現状と問題点を調査し、それらの課題を的確に処理するため国からの権限・税財源移譲を含め地方の体制を検討し、そのあり方について提案すること。</li> <li>・ 関西分権改革研究会が示した試案を土台に、「府県を越える広域自治組織」を地方自治法の広域連合制度によって設立する場合の具体的事項を検討した上で、設立の可否について提案すること。</li> <li>・ 関西にとって望ましい地方分権体制を実現する観点から、必要に応じて関連事項について検討し、提案すること。</li> </ul>		
3.メンバー（発足時）	座長	井上 義國	ダイキン工業顧問
	アドバイザー	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
	委員 (学識経験者)	林 宣嗣 真淵 勝 中井 英雄	関西学院大学経済学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 近畿大学経済学部教授

		跡田 直澄 新川 達郎 野村 隆 富野 暉一郎	慶応義塾大学商学部教授 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 徳島文理大学総合政策学部教授 龍谷大学法学部教授
	委員(自治体)	飯島 義雄 丸山 浩司 廣田 義治 佐村 知子 三輪 和夫 藤本 和弘 西尾 哲夫 小佐田 昌計 木村 正裕 星川 茂一 土崎 敏夫 梶本 日出夫	福井県副知事 三重県副知事 滋賀県副知事 京都府副知事 大阪府副知事 兵庫県副知事 奈良県副知事 和歌山県副知事 徳島県副知事 京都市副市長 大阪市助役 神戸市助役
	委員(経済界)	服部 盛隆 村上 仁志 土橋 芳邦 柴田 稔 雀部 昌吾 大林 剛郎 堀場 雅夫 高崎 正弘 山田 廣則 平岡 龍人 鳥井 信吾	池田銀行頭取 (関西経済連合会) 住友信託銀行会長 (関西経済連合会) クボタ相談役 (関西経済連合会) 東洋紡績会長 (関西経済連合会) バンドー化学会長 (関西経済連合会) 大林組会長 (大阪商工会議所) 堀場製作所会長 (京都商工会議所) 三井住友銀行特別顧問 (神戸商工会議所) 大阪ガス副社長 (関西経済同友会) 清風明育社理事長 (関西経済同友会) サントリー副社長 (関西経済同友会)

2005年4月14日に第1回委員会を開催した後、6つの分野別作業チームが編成し、広域的に取り組むべき課題の現状と問題点の調査を行った。

【関西分権改革推進委員会「分野別作業チーム」】

分野名	チーム構成員
防災・危機管理	※兵庫県、和歌山県、関西電力、バンドー化学 (銭高組)
観光・文化	※奈良県、京都市、清風明育社、京都商工会議所
産業政策	※京都府、徳島県、ダイキン工業、池田銀行、大阪商工会議所、関西経営者協会
交通基盤整備	※大阪市、三重県、東洋紡績 (大丸)、関西経済連合会、神戸商工会議所
地域整備計画	※大阪府、神戸市、三井住友銀行、大林組、関西経済同友会
環境	※滋賀県、福井県、住友信託銀行、クボタ (栗本鐵工所)

※はチームリーダー

( ) 内は経済団体からの委員の交代に伴うもの

10月13日の第4回委員会では「広域自治組織が所掌すべき事務について複数のケースを想定して、広域連合を設立する場合の具体的検討(ケーススタディ)を行う。その際には、設立当初のあり方に限らず、国からの事務移管や制度変更を含め、設立10年後程度までを展望した検討を行う」ことを決定し、委員会としての提案を年度末までに取りまとめることとされた。

その結果、「関西広域連合設置案(素案)」が2006年1月26日の幹事会に提出され、この設置案をたたき台に報告書案の作成が進められることとなった。

「関西広域連合設置案（素案）」の概要

1. 関西広域連合設立の目的
2. 広域連合で事務を処理するメリット・効果
3. 関西広域連合において処理する事務
4. 各事務の具体案
一. 関西を魅力ある地域として発展させるための総合的な計画の策定とその実施の推進に関する事務
二. 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）その他国が策定する計画の作成や推進に積極的に関与する事務
三. 広域連携防災の体制構築及び施策の総合調整に関する事務
四. 府県を越える広域的な産業・科学技術振興政策の企画及び立案並びに推進に関する事務
五. 国際観光振興の戦略及び戦術の策定並びに事業の実施に関する事務
六. 関西の府県・政令市・経済団体等による広域連携事業の企画及び立案並びに推進に関する事務
5. 広域連合の仕組み・運営
6. 中長期ビジョン

関西分権改革推進委員会は、2006年6月まで9回の委員会と13回の幹事会を開催するなど精力的に活動を行い、報告書「関西広域連合のあり方に関する提案」をとりまとめた。

この報告書の中で、関西広域連合の設置にいたるまでにはさらに詳細に検討すべき課題が残されており、話し合いによる合意形成を進めるため、知事・市長をメンバーとし、経済界のトップも参画する新しい組織を設置することが提案された。

【関西分権改革推進委員会の開催実績】

年月日	委員会	幹事会	議事内容
2005年4月8日		第1回	① 副幹事長互選 ② 委員会の進め方について
4月14日	第1回		① 「地方制度改革の行方—広域連合制度を中心として—」（講師）松本英昭自治総合センター理事長 ② 委員会の進め方について
4月26日		第2回	① 当面の進め方について
6月24日	第2回		① 「木曾広域連合について」（講師）宮沢宗男木曾広域連合事務局長 ② 分野別作業チームの進捗状況報告
8月9日		第3回	① 分野別作業チームのとりまとめについて ② 委員会・幹事会合同集中討議にむけて
9月1日～2日	第3回	第4回	委員会・幹事会合同集中討議 ① 分野別作業チームのとりまとめ結果の報告と討議 ② 総括討議
9月29日		第5回	① アンケート調査の結果について ② 事務の抽出の方法や具体案について ③ 今後の進め方について ④ 今後の手順について
10月13日	第4回		① 広域的課題の分類に関するアンケート調査の集計結果について ② 委員会の今後の進め方について
11月9日		第6回	ケーススタディの進捗報告と意見交換
11月25日		第7回	
12月15日		第8回	
12月26日	第5回	第9回	委員会・幹事会合同会議 関西広域連合のケーススタディ結果報告と意見交換
2006年1月26日		第10回	関西広域連合設置案（素案）について
2月3日	第6回		① 「関西広域連合」を設置する場合の具体的事項について ② 委員会の今後の進め方について

3月2日		第11回	関西分権改革推進委員会報告書（素案）について
3月10日	第7回		
3月30日	第8回		関西分権改革推進委員会報告書（案）について
4月14日		第12回	① 関西分権改革推進委員会報告書（案）について ② 今後の進め方について
5月26日		第13回	① 知事・市長面談状況説明 ② 関西分権改革推進委員会報告書（案）について ③ 今後の進め方について
6月7日	第9回		① 座長により知事・市長との面談結果の報告 ② 関西分権改革推進委員会報告書（案）の審議・決定

【関西分権改革推進委員会報告書「関西広域連合のあり方に関する提案」の概要】

章		内容
第1章	関西分権改革推進委員会の提案	(1)委員会の目的と検討事項 (2)一年間の分権改革の動き (a)道州制、(b)三位一体の改革、(c)憲法改正 (3)地方から分権改革のうねりを (4)委員会の提案内容（次表参照） (a)関西において広域的に取り組むべき課題 (b)府県を越える広域自治組織のあり方 (c)関西広域連合の設置に向けて
第2章	分権改革に関する基本的考え方	(1)分権改革によって関西がめざす姿 (a)住民や企業にとって魅力ある地域として自立的に発展する関西 (b)域内の多様な個性を尊重しつつ総合力が発揮できる関西 (c)補完性の原理で関西らしい地方自治の仕組みを実現できる関西 (2)関西において広域的に取り組むべき課題 (a)府県を越える広域的課題への対応の現状 (b)「府県を越える広域自治組織」の役割 (3)「府県を越える広域自治組織」と広域連合制度 (a)関西の特色を活かした戦略的取組ができる (b)国からの事務の移管が地方自治法上に予定されている (c)組織自治体からの一定の独立性がある (d)制度自体の自由度が高い (4)分権改革の有力な手段としての関西広域連合
第3章	関西広域連合の事務を選択する視点	(1)関西広域連合の事務に関する基本的な考え方 (a)国からの事務移管を受けるための条件 (b)設置当初の事務を選択する場合の条件 (2)事務を選択する視点 (a)国から権限・財源の移譲を求めうる (b)関西の魅力向上をめざす (c)広域連合の事務として明確である (d)行財政効果が期待できる (e)関西の特色である官民連携の強みを活かす (3)関西広域連合の事務の例示
第4章	関西において広域的に取り組む課題	1. 地域主導の法定計画づくり (国土形成計画等の国の計画に関与する事務) 2. 利便性の高い交通・物流基盤の形成 (広域的な交通社会資本整備に関する事務) 3. 大規模災害に強い地域づくり

		<p>(広域連携防災に関する事務)</p> <p>4. 産業競争力の強化と雇用の創出 (広域的な産業・科学技術振興に関する事務)</p> <p>5. 国際観光振興による地域活性化 (観光の基盤整備とプロモーションの実施に関する事務)</p> <p>6. 豊かな自然環境の保全と活用 (自然環境保全の推進に関する事務)</p>
第5章	関西広域連合の仕組みと財政	<p>(1)仕組みに関する基本的な考え方</p> <p>(a)簡素にして効果的かつ効率的な仕組み</p> <p>(b)長のリーダーシップ発揮と合理的な域内調整</p> <p>(c)官民連携の継承の重要性</p> <p>(2)官民連携の継承と発展のための具体策</p> <p>(a)政策形成と評価への参画</p> <p>(b)職員の人事交流</p> <p>(c)執行責任者への民間人材の登用</p> <p>(3)財源の安定的確保と独自財源の必要性</p> <p>(4)財源確保のための具体策</p> <p>(a)分賦金</p> <p>(b)課税権の獲得と国からの税源移譲</p> <p>(c)その他の財源</p>

【前表の報告書第1章(4)委員会の提案内容の概要】

(a)関西において広域的に取り組むべき課題	
	<p>関西を住民にとっても企業にとっても魅力ある地域として発展させるため、基礎自治体及び府県がそれぞれの役割を十分に果たすことが基本であるが、関西のかかえる広域的課題の解決と共同事業の推進については関係する府県と政令市が連携し、戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>関西における重要な広域的課題を例示的にあげれば次の通りである。</p> <p>① 地域主導の法定計画づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿圏の国土形成計画の策定</li> </ul> <p>② 利便性の高い交通・物流基盤の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西圏の総合的な交通・物流基盤整備計画の策定</li> <li>・関西三空港の一体的な運営管理</li> <li>・関西圏の国道・高規格幹線道路の計画・整備・管理</li> <li>・大阪湾内諸港をはじめ港湾の一体的な運営管理</li> <li>・北陸・中央新幹線の整備</li> </ul> <p>③ 大規模災害に強い地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東南海・南海地震対策を中心とする広域連携防災計画の策定</li> <li>・災害応急時及び復興時の広域連携体制の構築（共同備蓄など）</li> </ul> <p>④ 産業競争力の強化と雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西の産業・科学技術振興戦略の策定</li> <li>・産業・科学技術クラスターの形成と交流の促進</li> <li>・関西全体で支える関西文化学術研究都市の新たな展開</li> </ul> <p>⑤ 国際観光振興による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西の観光プロモーション・共同事業の実施</li> </ul> <p>⑥ 豊かな自然環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全活動「モデルフォレスト」の推進</li> </ul>
(b)府県を越える広域自治組織のあり方	
	<p>上記の重要な広域的課題に取り組むためには広域自治組織が必要であり、関係する府県及び政令市が地方自治法に基づく「関西広域連合」（仮称）を設置することが有力な手段である。</p> <p>① 関西広域連合は、基礎自治体及び府県との役割分担を明確にし、設置者である府県及び政令市から負託を受けた「広域的」課題についてのみ取り組む。</p>

	<p>② 関西における重要な広域的課題に関係する国の権限及び財源について関西広域連合に移譲を求める。          関西広域連合を設置することにより、地方自治法の「都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる」という規定を活用する。          たとえば、国土形成計画（広域地方計画）や関西圏の社会資本整備重点計画の策定権限などについて、国土交通大臣から関西広域連合の長へ移譲を求めたい。</p> <p>③ 関西広域連携協議会、関西国際広報センター、関西国際観光推進センター、歴史街道推進協議会をはじめ、（財）大阪湾バイエリア開発推進機構や関西元気文化圏推進協議会などを含め、既存の広域連携組織のあり方を見直し、関西広域連合にふさわしい事務・事業はできる限り集約化する。</p> <p>④ 関西広域連合の設置・運営について、関西経済界は最大限これを支援し、協力する。</p>
(c)関西広域連合の設置に向けて	
<p>関西広域連合の設置の可否を決定するのは関係自治体の長や議会の役割である。しがたって本報告の性格は、決定に向けた提案と基礎資料の提供にとどまる。          また、関西広域連合の設置にいたるまでには、さらに詳細に検討しなければならない課題も残されている。</p> <p>① 関西広域連合が取り組む課題と具体的な事務の明確化、各広域的課題への各自自治体の参加と負担のあり方、費用対効果の検討</p> <p>② 既存の広域連携組織の整理統合の具体案、これまでに培ってきた官民連携を引き継ぐ方策</p> <p>③ 明確化された事務を処理する関西広域連合の組織体制と財政の検討</p> <p>などである。          残された課題を検討し、関西広域連合の設置の可否を決定するためには、関係する府県及び政令市の知事・市長の話し合いによる合意形成を進める必要がある。このため、知事・市長をメンバーとし、経済界のトップも参画する新しい組織の設置を提案する。</p>	

### ③関西分権改革推進協議会

2006年7月1日、関西分権改革推進協議会を設置し、分権改革の検討は新たなステージを迎える。

協議会は府県及び政令市の知事・市長等をメンバーとし、実務的な検討を進めるために副知事または部長級等をメンバーとする「広域連合検討委員会」を設置した。また、委員会において、(1)関西広域連合の事務の明確化、(2)費用対効果、(3)各自自治体の参加のあり方を検討する「事務明確化ワーキンググループ」と、(4)既存広域連携組織の整理統合を検討する「整理統合ワーキンググループ」を設置し、検討作業は主にワーキンググループが行い、検討委員会は協議会総会におけるトップの合意形成のための事前調整や意見集約を図る役割を担うこととした。

#### 【関西分権改革推進協議会の概要】

1. 目的	地方から分権改革の大きなうねりを起こすため、税財政基盤の確立をはじめ分権改革の重要課題について意見交換するとともに、関西広域連合の設置について検討をさらに進めること。		
2. 活動	<p>(1) 分権改革の重要性について意見交換すること</p> <p>(2) 関西広域連合の設置について共通認識を形成するため、関西広域連合の事務の明確化、各自自治体の参加のあり方及び費用対効果、並びに既存広域連携組織の整理統合など残された課題について、1年以内を目途に重点的に検討を行うこと</p> <p>(3) 協議会の総会において必要と認められたこと</p>		
3. メンバー (発足時)	西川 一誠 福井県知事 野呂 昭彦 三重県知事 嘉田 由紀子 滋賀県知事 山田 啓二 京都府知事 太田 房江 大阪府知事 井戸 敏三 兵庫県知事 柿本 善也 奈良県知事 木村 良樹 和歌山県知事 飯泉 嘉門 徳島県知事	木原 敬介 堺市長 矢田 立郎 神戸市長 秋山 喜久 関西経済連合会会長 野村 明雄 大阪商工会議所会頭 村田 純一 京都商工会議所会頭 水越 浩士 神戸商工会議所会頭 中尾 良和 堺商工会議所会頭 森下 俊三 関西経済同友会代表幹事 小嶋 淳司 関西経済同友会代表幹事	

	梶本 頼兼 京都市長 關 淳一 大阪市長	辻井 昭雄 関西経営者協会会長
4. 組織	<div style="text-align: center;"> <p>総会 2府7県4政令市の首長 8経済団体トップ (会長：秋山関西経済連合会会長)</p> <p>↓</p> <p>広域連合検討委員会 構成団体の副知事又は部長級 経済団体委員長等 (座長：井上関経連常任理事)</p> <p>↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事務明確化WG</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">整理統合WG</div> </div> </div>	

【広域連合検討委員会の概要】

1. メンバー (発足時)	座長	井上 義國 関西経済連合会 常任理事
	委員 (自治体)	杉本 達治 福井県総務部長 望月 達史 三重県副知事 近藤 月彦 滋賀県政策調整部長 猿渡 知之 京都府副知事 梶本 徳彦 大阪府副知事 齋藤 富雄 兵庫県副知事 西尾 哲夫 奈良県副知事 小佐田昌計 和歌山県副知事 木村 正裕 徳島県副知事 上飯屋 尚 京都市総合企画局政策推進室企画部長 堤 道明 大阪市経営企画室長 宮脇 和夫 堺市財政局理事兼企画部長 横山 公一 神戸市企画調整局企画調整部長
	委員 (経済団体)	村上 仁志 関西経済連合会地方分権委員会委員長 銭高 一善 関西経済連合会地方分権委員会広域連携部会長 服部 盛隆 関西経済連合会地方分権委員会副委員長 横内 誠三 関西経済連合会地方分権委員会副委員長 奥田 務 関西経済連合会副会長 西村 貞一 大阪商工会議所副会頭 堀場 雅夫 京都商工会議所副会頭 高崎 正弘 神戸商工会議所副会頭 前田 寛司 堺商工会議所副会頭 平岡 龍人 関西経済同友会地域主権推進委員会委員長 篠崎 由紀子 関西経済同友会地域主権推進委員会副委員長 萩尾 千里 関西経済同友会常任幹事 山本 憲治 関西経営者協会専務理事
2. 検討方針	関西広域連合の設置について共通認識を形成するため、 (1) 関西広域連合の事務の明確化 (2) 費用対効果 (3) 各自治体の参加のあり方 (4) 既存広域連携組織の整理統合 について、1年以内を目途に重点的に検討を行う。	

3. 検討体制	当面、2つのワーキンググループを設置する。 (1) 事務明確化ワーキンググループ（主査：大阪府、副主査：京都府） 上記検討方針の(1)～(3)を所管 (2) 整理統合ワーキンググループ（主査：兵庫県、副主査：大阪市） 上記検討方針の(4)を所管
---------	--

ワーキンググループの活動方針について、事務明確化ワーキンググループでは、①空港、②道路、③港湾、④防災、⑤産業、⑥観光、⑦環境の作業チームを設置し検討を進めることとし、整理統合ワーキンググループでは、①関西広域連携協議会、②（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構、③関西国際広報センター、④関西国際観光推進センター、⑤歴史街道推進協議会、⑥関西元気文化圏推進協議会、⑦近畿開発促進協議会の7団体について、各組織の協力を得て、整理統合後の新しい組織の検討を行い、可能なものから段階的に整理統合を進め、その他の団体の統合についても継続して検討することとした。

【広域連合検討委員会の2つのワーキンググループの概要】

事務明確化ワーキンググループ					
1. メンバー	主査：福田昌弘大阪府政策企画部企画室長 副主査：重松千明京都府企画環境部企画参事 上記を含む23団体48名				
2. 会合実績	第1回 2006年10月10日 第2回 10月26日 第3回 11月1日 第4回 11月20日				
3. 検討結果	関西分権改革推進委員会報告書に例示されていた事務の中から、下記の観点と評価指標により、7つの事務に絞り込みを行った。				
	<table border="1"> <tr> <td>2つの観点</td> <td>           ① 難易度が高く中長期を要するかもしれないが、実現すれば効果の大きいもの            ② 比較的容易に早く実現でき、相応の効果があるもの         </td> </tr> <tr> <td>8つの評価指標</td> <td>           ① 関西にとって重要な課題であり、広域的に取り組むことによって解決が期待できるもの            ② 実施に当たって課題は多いが、分権改革効果などインパクトが強いもの            ③ 既に広域で取組実績があるが、さらに取組の強化が求められるもの            ④ 短期間で取組可能なもの            ⑤ 法令改正を伴わなくても取組可能なもの            ⑥ 財源移譲を国に求めなくても取組可能なもの            ⑦ 実施に当たって課題（利害調整も含む）が少ないもの            ⑧ 既存自治体の事務と重複し、屋上屋を架すことにならないこと         </td> </tr> </table>	2つの観点	① 難易度が高く中長期を要するかもしれないが、実現すれば効果の大きいもの ② 比較的容易に早く実現でき、相応の効果があるもの	8つの評価指標	① 関西にとって重要な課題であり、広域的に取り組むことによって解決が期待できるもの ② 実施に当たって課題は多いが、分権改革効果などインパクトが強いもの ③ 既に広域で取組実績があるが、さらに取組の強化が求められるもの ④ 短期間で取組可能なもの ⑤ 法令改正を伴わなくても取組可能なもの ⑥ 財源移譲を国に求めなくても取組可能なもの ⑦ 実施に当たって課題（利害調整も含む）が少ないもの ⑧ 既存自治体の事務と重複し、屋上屋を架すことにならないこと
2つの観点	① 難易度が高く中長期を要するかもしれないが、実現すれば効果の大きいもの ② 比較的容易に早く実現でき、相応の効果があるもの				
8つの評価指標	① 関西にとって重要な課題であり、広域的に取り組むことによって解決が期待できるもの ② 実施に当たって課題は多いが、分権改革効果などインパクトが強いもの ③ 既に広域で取組実績があるが、さらに取組の強化が求められるもの ④ 短期間で取組可能なもの ⑤ 法令改正を伴わなくても取組可能なもの ⑥ 財源移譲を国に求めなくても取組可能なもの ⑦ 実施に当たって課題（利害調整も含む）が少ないもの ⑧ 既存自治体の事務と重複し、屋上屋を架すことにならないこと				
4. 今後の方針	ワーキンググループ内に7つの作業チーム（①空港、②道路、③港湾、④防災、⑤産業、⑥観光、⑦環境）を設置し、検討を進める。				
整理統合ワーキングチーム					
1. メンバー	主査：牧慎太郎兵庫県県民政策部政策局長 副主査：岡本篤佳大阪市経営企画室総合計画担当課長 副主査：藤原幸則関西経済連合会地域グループ長 上記を含む29団体58名				
2. 会合実績	第1回 2006年10月26日 広域連携組織ヒアリング 11月6日 第2回 11月20日				
3. 検討結果	整理統合に関する基本的な考え方を次のとおり整理し、整理統合の当面の検討対象を7団体とした。				
	<table border="1"> <tr> <td>既存の広域連携組織の課題</td> <td>           ○ 設立当初に比べ財政基盤や組織基盤が脆弱化し、設置目的を十分に達成することができない恐れがある            ○ 広域連携組織の機能が限定的で新たな課題への対応に柔軟性を欠く         </td> </tr> </table>	既存の広域連携組織の課題	○ 設立当初に比べ財政基盤や組織基盤が脆弱化し、設置目的を十分に達成することができない恐れがある ○ 広域連携組織の機能が限定的で新たな課題への対応に柔軟性を欠く		
既存の広域連携組織の課題	○ 設立当初に比べ財政基盤や組織基盤が脆弱化し、設置目的を十分に達成することができない恐れがある ○ 広域連携組織の機能が限定的で新たな課題への対応に柔軟性を欠く				

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の広域連携組織の事務が輻輳し、取組の力が分散している</li> <li>○ 上記の結果として、関西としての総合的・分野横断的なビジョンの提示が困難となっている</li> </ul>
	理念・目的	○ 地方公共団体と経済団体等がそれぞれの個性を發揮しながら、関西全体としての総合力を發揮するための母体を再構築し、ガバナンスを改善して広域事務の一層の強化と分権改革の推進を図る。
	整理統合の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各団体が持つノウハウ等の一本化による総合力の強化</li> <li>○ これまでの広域的な取組の強化と新たな広域課題への対応</li> <li>○ 組織の機動力の向上、意志決定の迅速化</li> <li>○ 事務の効率化、組織のスリム化</li> </ul>
	新組織が担う事務	○ 既存広域連携組織が担う事務を見直し、継承・発展させるとともに、今後は、新たな広域的な取組ごとに新組織をつくるのではなく、広域連合の実現に向けた推進エンジンとしての役割も念頭に、新組織が担うことを明確化する
4. 今後の方針	各組織の協力を得て、整理統合後の新しい組織の検討を行い、可能なものから段階的に整理統合を進め、その他の団体の統合についても継続して検討する。	

2006年12月26日、知事・市長、経済団体のトップによる関西分権改革推進協議会第1回総会が開催され、協議会の今後の進め方として以下の申し合わせがされた。

**【関西分権改革推進協議会第1回総会申し合わせ】**

(1) 関西広域連合の事務の明確化にあたり、次の7つの事務について、現状ならびに広域連合が担う場合の具体的な内容等について検討を深めること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関西三空港の一体的な運営管理</li> <li>② 国道及び高規格幹線道路の計画・整備・管理</li> <li>③ 大阪湾内諸港はじめ港湾の一体的な運営管理</li> <li>④ 広域防災拠点及び防災情報提供システムの整備</li> <li>⑤ 産業科学技術クラスターの形成と交流の促進</li> <li>⑥ 観光戦略・戦術に基づく観光プロモーション、事業の実施</li> <li>⑦ 地球温暖化対策の推進</li> </ul>	
(2) 既存広域連携組織の整理統合を検討するにあたり、まず次の7つの団体の協力を得て新組織の案を策定すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関西広域連携協議会</li> <li>② (財)大阪湾ベイエリア開発推進機構</li> <li>③ 関西国際広報センター</li> <li>④ 関西国際観光推進センター</li> <li>⑤ 歴史街道推進協議会</li> <li>⑥ 関西元気文化圏推進協議会</li> <li>⑦ 近畿開発促進協議会</li> </ul>	

2007年6月に広域連合検討委員会報告がとりまとめられた。その中で「関西の分権改革に関する次なるステップ」と題して、関西分権改革推進協議会を発展的に解消して関西広域機構を設立し、その中に「分権改革推進本部」を設置して協議会の目的と活動を継承することについて提案がなされた。

**【「関西の分権改革に関する次なるステップ」(広域連合検討委員会報告より)】**

(a)分権改革についての具体案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我々の目的はあくまでも分権改革の推進であることから、分権改革の基本に立ち返り、関西の魅力、総合力、国内外競争力を高め、国の介入なしにみずから考え、計画し、速やかな実行を図るために、関西はみずから何をやるべきなのか、何をやりたいのか、そして、その際、国からの移譲をぜひとも求めたい権限・財源とは何なのか、移譲が実現すればどのようなことが可能になり、どのような取組ができるようになるのかを早急に明らかにすべきである。</li> <li>○ 今後は、いったん絞り込んだ「7つの事務」以外のものについても、分権改革を推進するために適当と考えられるものがあれば、新たに検討の対象としていくべきである。</li> </ul>
-----------------	---

(b)広域連合の制度論	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国からの権限・財源移譲についての具体案や府県・政令市から負託する事務が明確になれば、「制度論」についての有効な検討も行える。そこでまずは具体案を明確にし、次いで広域連合がその調整力や実行力を発揮できるような、長と議会、組織・執行体制、財政等のあり方を考えていくことにしたい。</li> <li>○ さらに地方自治法の広域連合に関する規定では、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理することとするよう要請できるとされているが、地方にとっては、いわば「要請する」権利があるだけであり、国から事務が移譲されるという保証はない。広域連合の設置が分権改革の推進につながるよう、現行法だけにとらわれずに広域連合制度に関する法改正についても今後検討していくことにしたい。</li> <li>○ また、分権改革の具体案（関西が実際に求める国の権限・財源など）を明らかにするタイミングで、例えば「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」（道州制特区法）に規定されている仕組み（地方から権限移譲の要請があった場合に政府内で検討する仕組み）を広域連合制度にも導入するよう求めるなど、確実かつ効果的に分権改革が実現できる方策を検討し、国に提案していくべきである。</li> </ul>
(c)一部の事務は新組織で実施し、共同処理・共同決定等ノウハウの蓄積を	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府県・政令市が現在行っている事務の一部を持ち寄るだけの広域連合では分権改革へのインパクトにはならない。国から地方への権限移譲とはあまり関係のない「防災」や「観光」などの広域的な事務については、新組織「関西広域機構」で直ちに実施すればよい。その際、多数決原理の徹底、課題に応じた柔軟な事業推進、部分連携の実践などを通じ、課題を整理・クリアして、共同処理・共同決定等のノウハウを蓄積していくべきである。</li> <li>○ また、「産業」や「環境」などについては、早期の取組に移行できるよう、事務の詳細や実施のための課題についてさらに整理を進める必要がある。</li> </ul>
(d)「分権改革推進本部」の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前述のとおり、当協議会も発展的に解消して関西広域機構を設立することになるが、これまでの検討結果や経験を踏まえて、当協議会の目的と活動を継承するため、関西広域機構の中に「分権改革推進本部」を設置することを提案する。</li> <li>○ 政府や与党においても、地方分権改革がいかにあるべきか、道州制を含めた広域自治組織がどうあるべきかといった検討が行われつつある。関西として、それらの動きも見ながら、積極的に提案を行い、行動を起こすべきである。</li> <li>○ その核心となるのが、関西が求める国の権限・財源を具体的に明らかにすることである。それをもとに広域連合を含む広域自治組織のあり方について検討を進め、必要であれば法改正、制度改正を国に求めていかなければならない。</li> <li>○ このため、当協議会のメンバーである府県、政令市及び経済団体の長が引き続き本部会議の構成員となり、新たな検討委員会等を設置し、調査や検討方法にも工夫を加えるべきである。</li> </ul>

2007年6月15日、第2回の関西分権改革推進協議会が開催され、上記の広域連合検討委員会報告が提出されるとともに、次の申し合わせを決議し、関西分権改革推進協議会を含む8組織の統合・参画により、新たに「関西広域機構」を設立することとした。

【関西分権改革推進協議会第2回総会申し合わせ】

- 1 分権改革によって中央集権と一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を基本とする分権型の社会に変革することは我が国の最重要課題の一つである。関西としては、分権型社会の早期実現をめざすため、分権改革を国に委ねておくだけでなく、関西の特色が活かせる望ましい地方分権体制となるよう積極的に提案し、行動を起こす必要がある。
- 2 国からの権限・財源の移譲を受けて府県を越える広域的課題に取り組む広域自治組織として、地方自治法に基づく関西広域連合の設置は有力な選択肢である。国に求める権限や財源の具体的内容を明らかにし、広域連合を含む広域自治組織のあり方について、早期に結論を得よう努力する。
- 3 既存広域連合組織の整理統合については、当協議会を含むつぎの8組織の統合・参画により、新たに「関西広域機構」を、2007年7月1日をもって設立することに合意し、当協議会メンバーが設立発起人となる。
  - ① 関西広域連携協議会
  - ② 財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構
  - ③ 関西国際広報センター
  - ④ 関西国際観光推進センター

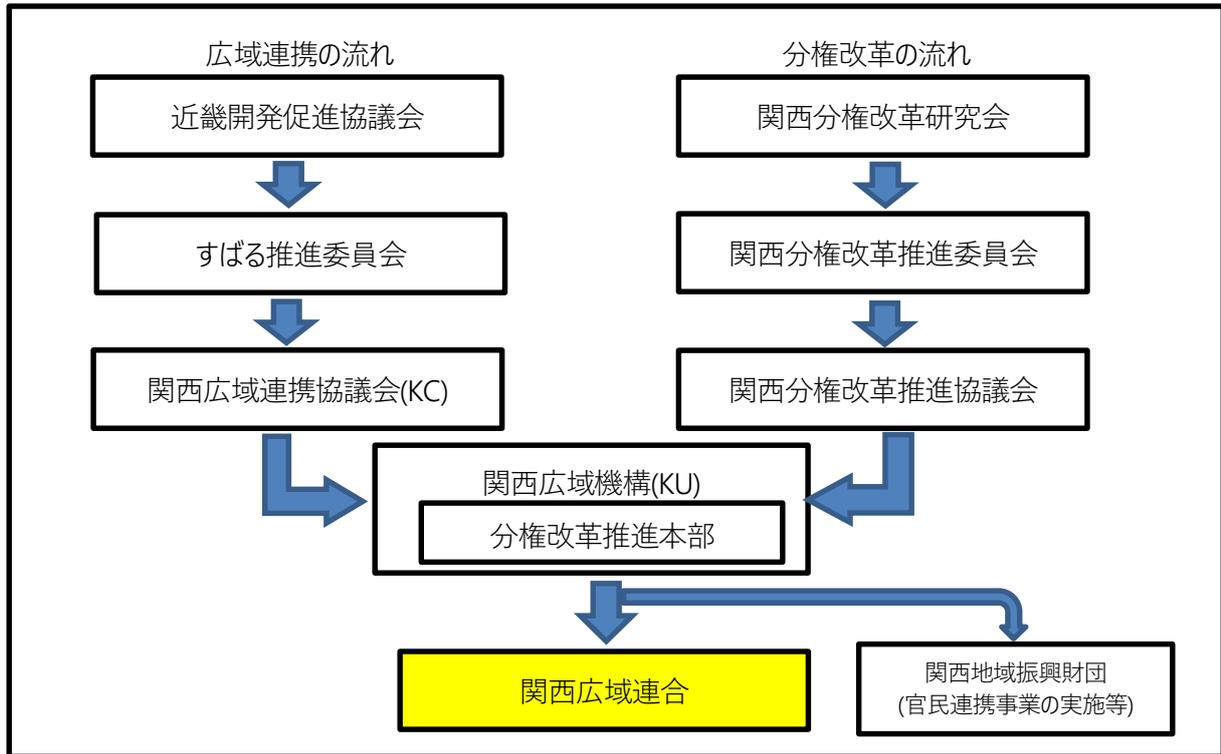
- ⑤歴史街道推進協議会
- ⑥関西元気文化圏推進協議会
- ⑦近畿開発促進協議会
- ⑧関西分権改革推進協議会

関西広域機構では、これまでの既存広域連携組織の事業を受け継ぐだけでなく、新たな広域的事務の共同実施を積極的に進める。

- 4 当協議会の目的と活動を継承するため、関西広域機構のもとに「分権改革推進本部」を設置し、当協議会メンバーが本部会議の構成員となる。

本部には、具体的な調査と検討を行う委員会等を設置し、すみやかに本部会議への提案をとりまとめるものとする。

こうして、近畿開発促進協議会を源とする広域連携の流れと関西財界の提案により発足した関西分権改革研究会を源とする分権改革の流れが一本化し、関西広域連合設立に向けた動きが本格化することとなった。



#### ④関西広域機構分権改革推進本部

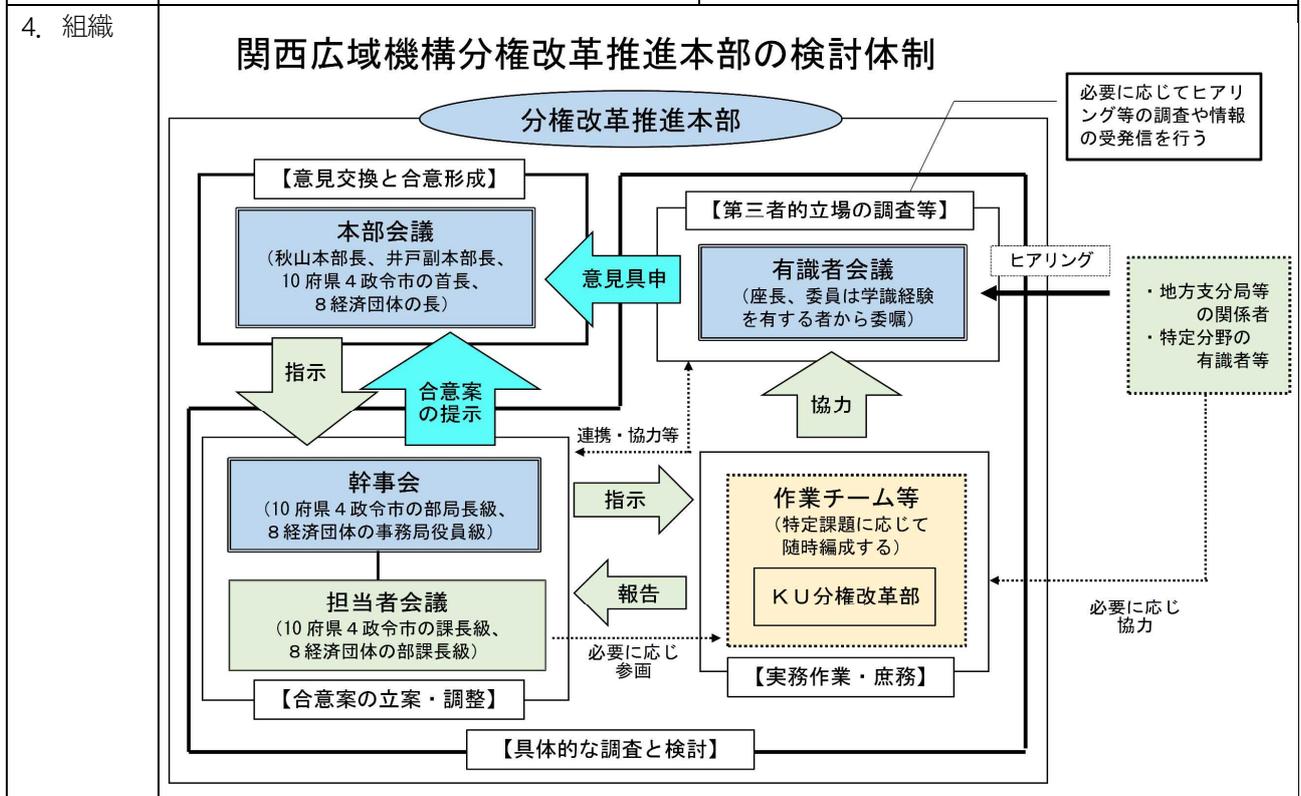
2007年7月1日、関西広域機構が発足した。同機構に設ける分権改革推進本部は、2府7県4政令市の首長及び8経済団体のトップを構成員とし合意形成を行う本部会議に対して、各自治体等の部局長級を構成員とする幹事会が検討案を立案・調整して本部会議に提示する役割を担い、学識経験者等の委員で構成する有識者会議が第三者的立場で調査等を行い、本部会議に意見具申を行うといった役割分担がなされた。

(検討経緯の詳細については、「第3部 設立の評価と今後の展望 (1) 関西広域連合の歩みと今後の課題」秋山喜久氏(現関西広域連合協議会会長)を参照)

##### 【関西広域機構分権改革推進本部】

1. 目的	関西から分権改革の大きなうねりを起こすため、税財政基盤の確立をはじめ分権改革の重要課題について意見交換するとともに、府県を越える広域的課題に取り組む広域自治組織のあり方等について合意形成を行い、もって関西の特色が活かせる望ましい地方分権体制の実現に資すること
2. 活動	(1) 分権改革の重要課題について意見交換すること

	(2) 国に求める権限や財源の具体的内容を明らかにし、広域連合を含む広域自治組織のあり方について検討し、早期に結論を得ること (3) 本部会議において必要と認められたこと																										
3. メンバー (発足時)	<table border="0"> <tr> <td>西川 一誠 福井県知事</td> <td>下妻 博 関西経済連合会会長</td> </tr> <tr> <td>野呂 昭彦 三重県知事</td> <td>野村 明雄 大阪商工会議所会頭</td> </tr> <tr> <td>嘉田 由紀子 滋賀県知事</td> <td>立石 義雄 京都商工会議所会頭</td> </tr> <tr> <td>山田 啓二 京都府知事</td> <td>水越 浩士 神戸商工会議所会頭</td> </tr> <tr> <td>太田 房江 大阪府知事</td> <td>中尾 良和 堺商工会議所会頭</td> </tr> <tr> <td>井戸 敏三 兵庫県知事</td> <td>齊藤 紀彦 関西経済同友会代表幹事</td> </tr> <tr> <td>荒井 正吾 奈良県知事</td> <td>小嶋 淳司 関西経済同友会代表幹事</td> </tr> <tr> <td>仁坂 吉伸 和歌山県知事</td> <td>辻井 昭雄 関西経営者協会会長</td> </tr> <tr> <td>飯泉 嘉門 徳島県知事</td> <td>秋山 喜久 関西広域機構会長</td> </tr> <tr> <td>榎本 頼兼 京都市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>關 淳一 大阪市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木原 敬介 堺市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>矢田 立郎 神戸市長</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">       本部長 秋山 喜久        副本部長 井戸 敏三     </div>	西川 一誠 福井県知事	下妻 博 関西経済連合会会長	野呂 昭彦 三重県知事	野村 明雄 大阪商工会議所会頭	嘉田 由紀子 滋賀県知事	立石 義雄 京都商工会議所会頭	山田 啓二 京都府知事	水越 浩士 神戸商工会議所会頭	太田 房江 大阪府知事	中尾 良和 堺商工会議所会頭	井戸 敏三 兵庫県知事	齊藤 紀彦 関西経済同友会代表幹事	荒井 正吾 奈良県知事	小嶋 淳司 関西経済同友会代表幹事	仁坂 吉伸 和歌山県知事	辻井 昭雄 関西経営者協会会長	飯泉 嘉門 徳島県知事	秋山 喜久 関西広域機構会長	榎本 頼兼 京都市長		關 淳一 大阪市長		木原 敬介 堺市長		矢田 立郎 神戸市長	
西川 一誠 福井県知事	下妻 博 関西経済連合会会長																										
野呂 昭彦 三重県知事	野村 明雄 大阪商工会議所会頭																										
嘉田 由紀子 滋賀県知事	立石 義雄 京都商工会議所会頭																										
山田 啓二 京都府知事	水越 浩士 神戸商工会議所会頭																										
太田 房江 大阪府知事	中尾 良和 堺商工会議所会頭																										
井戸 敏三 兵庫県知事	齊藤 紀彦 関西経済同友会代表幹事																										
荒井 正吾 奈良県知事	小嶋 淳司 関西経済同友会代表幹事																										
仁坂 吉伸 和歌山県知事	辻井 昭雄 関西経営者協会会長																										
飯泉 嘉門 徳島県知事	秋山 喜久 関西広域機構会長																										
榎本 頼兼 京都市長																											
關 淳一 大阪市長																											
木原 敬介 堺市長																											
矢田 立郎 神戸市長																											



**【分権改革推進本部における段階的な合意形成】**

会議名	開催日	申し合わせ事項
第1回	2007年10月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>中央集権と一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を基本とする分権型の社会の早期実現に向けて、関西の特色が活かせる望ましい地方分権体制となるよう積極的に提案し、行動を起こす必要がある。</li> <li>このため、関西の行政と経済界が連携して地域課題の解決に取り組んできたこれまでの実績を生かし、国と地方の本来あるべき役割をにらみつつ、国からの権限移譲の受け皿ともなりうる広域自治組織として、地方自治法に基づく「関西広域連合（仮称）」の設置について検討する。</li> <li>今後、早急に、実現可能な広域連合案の合意をめざして、関西広域連合（仮称）が処理する事務、国に求める権限移譲の内容や財源・組織体制等について、また、関西広域機構において各地方公共団体と協力して処理すべき事項についても、さらに検討を進める。</li> </ol>

第2回	2008年3月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央集権と一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を基本とする分権型の社会の早期実現に向けて、関西の特色が活かせる望ましい地方分権体制となるよう積極的に提案し、行動を起こす必要がある。</li> <li>2. このため、次回本部会議において、それぞれの事務毎に、広域連合で処理することが適当であると判断する府県、政令市が参加することを前提として、「関西広域連合（仮称）」の設置に関する基本合意を行い、設置に向けた詳細検討に移行することをめざす。</li> <li>3. 「関西広域連合（仮称）」がその設置当初に処理する事務は、「広域防災」「広域観光・文化振興」「広域産業・科学技術振興」及び「資格試験・免許等」の各事務を有力な候補とし、前項の基本合意に向け、それぞれの内容をさらに精査する。 併せて、広域連合の組織と財政の基本的事項、設置に向けた手順、既存の広域連携組織との関係及び処理する事務の段階的拡充の方向性などについても検討し、次回本部会議までに「関西広域連合（仮称）最終骨格案」をとりまとめる。</li> </ol>
第3回*1	2008年7月30日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関西の総力を結集して自主・自立の関西を実現するため、「関西広域連合」（仮称、以下同じ。）の設立に向けて、骨格案を踏まえつつ、これまでの検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することを基本合意する。</li> <li>2. 今後、各府県、政令市は、骨格案を踏まえつつ議会との協議や市町村、住民の理解促進を図るとともに、これらの意見を踏まえつつ、分権改革推進本部において、規約、実施事業、組織・財政等の具体的制度設計を進める。</li> <li>3. 2009年度以降のできるだけ早い時期の「関西広域連合」設立を目指し、各府県、政令市は、今後の制度設計を踏まえ、議会との協議を経て、参加について判断する。</li> </ol>
第4回*2	2009年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今、分権改革の議論がかつてない高まりをみせつつあり、昨年12月に地方分権改革推進委員会の第2次勧告が行われ、先般、国の出先機関改革の工程表が決定されたところであるが、多くの事項が先送りされた。</li> <li>○ この機会をとらえ、今こそ、国から府県、市町村への分権改革を大胆に進めるべきである。各省庁からは府県を越える広域の事務は国が担うべきとの主張がなされるが、国の出先機関の事務のうち府県を越える事務については「関西広域連合」が受け皿としての役割を積極的に担う自信と覚悟を備えていること、これによって、関西から分権改革を切り拓く強い決意であることを、改めて表明したい。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 分権改革推進本部は、2009年中の「関西広域連合」設立を目指す。</li> <li>2. 本年夏頃開催予定の次回本部会議までに、それぞれの議会に対して「関西広域連合」に関する具体的な協議を行い、基本的な理解を得るように努める。</li> <li>3. 「関西広域連合」への参加については、次回本部会議において、知事・市長としての意向を明らかにする。これを踏まえて「関西広域連合設立案」を決定し、設立に向けた準備を進める。</li> <li>4. 今後、住民や市町村の理解の促進を図るとともに、本日の議論を踏まえ、実施事業、組織、予算、規約、その他設立に必要な事項に関して更なる検討・調整を積極的に行う。</li> </ol>
第5回*3	2009年8月4日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別委員会を設置するなど、議会との議論が本格化しているので、関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な審議を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める。</li> <li>2. 分権改革推進本部は、上記1の進捗状況を踏まえ、次回本部会議において、「関西広域連合設立案」を定めるものとする。</li> </ol>
第6回	2010年8月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関西広域連合規約案及び設立案を決定</li> <li>2. 2府5県が足並みをそろえて規約案等の議案を9月議会に提出できるよう努力する。</li> </ol>

\* 1 申し合わせ事項について、福井県、三重県留保

\* 2 申し合わせ事項について、福井県、三重県留保

\* 3 申し合わせ事項について、三重県留保

### (3) 地方自治法に基づく設立手続

第6回本部会議の決議を受けて、関西広域連合設立に向けた地方自治法上の手続が開始された。

広域連合の規約の制定にあたっては、関係地方公共団体の協議により定めることとされているが、この協議は関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされており、各府県の9月議会に関係議案が提出され、9月28日から10月27日までに各府県で順次可決された。

次に、都道府県の加入する広域連合は規約の制定にあたり総務大臣の許可を受けることとされており、11月1日に2府5県の知事等が上京し、設置の趣旨等、設置までの経緯、規約案、歳入歳出予算案、各議会の議決書からなる総務大臣あての「関西広域連合設置許可申請書」を総務副大臣に手渡した。

設立申請にあたり、7府県知事の共同声明「関西広域連合の設立について」を発表し、東京で記者会見も開催した。

12月1日に総務大臣の許可があり、正式に「関西広域連合」が発足した。



鈴木総務副大臣への設立許可申請書の提出



都道府県会館(東京都)での記者会見

#### 【関西広域連合設立の法定手続等について】

年月日	内容
2010年9月28日	2府5県議会において規約協議に関する議決 和歌山県議会議決
10月6日	兵庫県議会議決
10月8日	京都府議会、鳥取県議会議決
10月13日	滋賀県議会議決
10月19日	徳島県議会議決
10月27日	大阪府議会議決
11月1日	総務大臣に関西広域連合の設立許可を申請
	総務大臣から国の関係行政機関の長（関係大臣）に協議
12月1日	総務大臣から許可

#### 【関西広域連合の設立について（2010年11月1日設立申請時の7府県知事共同声明）】

関西は、古くより日本の中心として、厚みのある歴史、文化、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権により、関西の強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

この流れを断ち切り、関西の力と資源を最大限に活かすため、地方分権改革を直ちに進め、わが国を多極分散型の構造へと転換しなければならない。このためには、国による地方分権改革をただ待つのではなく、地方自らが住民の立場に立ち、主体的な分権改革を推進していくことが必要である。

ここに、関西の2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県）は、全国に先駆けて立ち上がり、府県民、府県議会の議論を経て、関西広域連合を設立することとし、本日、設立許可の申請を行ったものである。

関西広域連合は、分権型社会の実現のための主体的な行動として、府県域を越える広域課題の解決に取り組む責任主体となるとともに、国の出先機関の事務の受け皿となり、国と地方の二重行政を解消するものである。

政府においても、地域主権の確立に向けた取組を進めるとともに、地域主権のモデルをめざす関西広域連合の円滑な運営実施に対する支援と、府県域を越える国の出先機関の事務について関西広域連合への政治決断による速やかな移譲実施を強く求めるものである。

## (4) 設立趣旨 ～設立のねらいと基本方針～

2010年8月の第6回分権改革推進本部会議で決定された「関西広域連合設立案」は冒頭で「制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要」との7府県知事の共通認識が示され、「自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、(中略)ここに関西広域連合を設立する」と宣言しており、これに続いて「設立のねらい」と「基本方針」について記述している。また、首長をはじめ関係者間において、広域連合の設立を「道州制への一里塚」とする考え方と、道州制とは異なるものとする考え方があったことから、設立案において、あえて「道州制との関係」について記述している。

### ①設立のねらい

「設立のねらい」は3項目に分けて示されている。これらは関西広域連合設立にあたっての理念ともいべきものである。

#### 1 設立のねらい

##### (1) 地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

##### (効果)

- ・ 国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿を備えることにより、地方への権限移譲が推進される。
- ・ 地方公共団体である広域連合が国から移譲を受けて実施する事務を住民監視のもとで自己決定、自己責任により実施することができる。

##### (2) 関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

##### (効果)

- ・ 東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備、広域的な救急医療連携の充実などを通じて住民の安全・安心が高まる。
- ・ 関西の観光資源の連携による観光客誘致、関西全体をにらんだ戦略的な産業振興施策の実施などを通じて地域が活性化する。
- ・ 交通・物流基盤の一体的な管理運営などにより、運営の効率化が図られ、国際競争力や利用者の利便性が向上する。

##### (3) 国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

##### (効果)

- ・ 国と地方それぞれが担ってきた道路・河川などの事務を地方において一元的に処理することにより、当該事務に関する権限と責任の所在が明確になる。
- ・ 一元的な事務処理を通じて効率的な執行が可能になる。

## ②基本方針

「基本方針」は次の6項目を定めている。その中心となるのは「成長する広域連合」というスローガンである。

### 2 基本方針

- (1) まず一歩を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）  
本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。
- (2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）  
広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各団体に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターヘリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。
- (3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）  
各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい県や政令市との協議の仕組みを構築する。
- (4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）  
各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。  
また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないよう留意する。
- (5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）  
広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。  
また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。
- (6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）  
広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

## ③道州制との関係

「道州制との関係」では、広域連合と道州制が設置根拠をはじめ制度として異なるものであり、そのまま道州に転化するものではないことについて、明記している。

### 3 道州制との関係～待ったなしの分権改革～

広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。

地方分権改革を直ちに進めるため、国の出先機関改革の具体化が迫るなか、関西においては、現行制度のもとでの府県の主体的な取組により、府県では受けることのできない広域的な事務、権限の受け皿となる広域連合制度の活用を目指す。

道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで、当然のことながら関西自らが評価し検討していくものである。

## 2. 広域計画と目指すべき関西の将来像

### (1) 広域計画のあゆみ

地方自治法は、「広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない」（第291条の7第1項）と定めている。

同法はさらに、広域連合を構成する地方公共団体もまた、この計画に基づき事務を処理するようしなければならないこと、そして、構成団体の事務処理が広域計画の実施に支障があるか、そのおそれがある場合は、広域連合は議会の議決を経て、当該構成団体に対して、広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告し、また勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる旨を定めている。

これらの規定は、広域連合が、一部事務組合と異なり、より高い独立性と自立性をもって広域行政を担う主体であることを担保するものである。

もちろん、その基本には構成団体との緊密な連携と協働が必要であるが、いずれにせよ、広域計画は、広域連合の活動の基本指針となるべきものである。

関西広域連合の最初の「広域計画」は、2010年8月の分権改革推進本部第6回本部会議にその素案が参考資料として提出され、設立後の2011年2月の議会定例会で議決された。計画期間は2010年12月から2013年度までの概ね3年間とされた。その後は計画期間の満了年度に見直しが行われ、翌年度から3年間を計画期間とする新たな広域計画に改定されてきている。直近では、2020年度から2022年度を計画期間とする「第4期広域計画」が2020年3月議会で議決された。

広域計画には「広域連合が目指すべき関西の将来像」と題して、関西地域の最新のビジョンが描かれている。その変遷をたどることによって、設立後10年間の広域連合の活動の重心やその成果を踏まえた将来像の変化がわかり、「成長する広域連合」の成長ぶりが評価できる。

### (2) 目指すべき関西の将来像の変遷

#### ①第1期広域計画（2011年度～2013年度）

2011年2月の議会定例会で議決された関西広域連合の第1期広域計画は、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等及び広域職員研修の7つの分野事務への取組と国出先機関の事務・権限の移譲を求めていくことなどを盛り込んだ計画となっている。

目指すべき関西の将来像として、「広域連合は、グローバルな視点でアジアの拠点、西日本の拠点づくりを目指すとともに、多様な個性や強みを持つ関西のそれぞれの地域が全体として発展していくことを基本方向として、次のとおり関西の将来像を設定し、その実現を戦略的に展開することにより、関西の復権と創造を目指す」とし、次の6点を定めた。

#### ア 世界に開かれた経済拠点を有する関西

グローバル化に伴う地域間競争に打ち勝つため、構成団体の強みを束ね、弱みを補うことにより、関西全体で「人・モノ・情報」の流動化を図り、世界に開かれた西日本の経済拠点“関西”を目指す。

#### イ 地球環境への対応、持続可能な社会を実現する関西

関西のこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、「温暖化対策」と「生態系の保全」の2つを柱として、環境先進地域“関西”を目指す。

ウ 国内外にわたる観光・交流の関西

世界に誇る観光資源や歴史文化遺産を活かし、さらに魅力を高めるとともに積極的に情報発信に努め、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化圏“関西”を目指す。

エ 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

構成府県の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

オ 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターヘリなど救急医療面で多重的なセーフティーネットを構築し、安全・安心の医療圏“関西”を目指す。

カ 人やモノの交流、アジアのハブ機能を有する関西

港湾や高速道路等の一体的な管理運営による物流コストの低減や経済、環境、医療、観光等のブランド力の向上により、アジアの交流拠点“関西”を目指す。

## ②第2期広域計画（2014年度～2016年度）

第2期広域計画は、2014年3月の議会定例会で議決された。7分野の広域事務の取組のさらなる充実・拡充とともに国出先機関の地方移管、国の事務・権限の移譲を引き続き求めていくことなどを盛り込んだ計画となっている。

目指すべき関西の将来像として、基本的な考え方に次の2点を定めた。

I アジアのハブ機能を担う新首都・関西

II 個性や強みを活かし地域全体が発展する関西

この基本的な考え方にに基づき、20年、30年先を見据えた6つの将来像を次のとおり設定し、その実現を目指すとともに、地方分権改革の積極的な推進を図り、分権型の地方税財政制度の下、自らの政策を決定、実行できる「自立した関西」の構築に構成団体一丸となって取り組んでいくこととした。

ア 世界に開かれた経済拠点を有する関西

グローバル化に伴う地域間競争に打ち勝つため、関西の各地域の強みを束ね、弱みを補うことにより、関西全体で「人・モノ・情報」の流動化を図り、世界に開かれた西日本の経済拠点“関西”を目指す。

イ 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西

関西の都市と自然の魅力が同時に享受できる地域特性や高度に集積する環境関連産業のポテンシャルを基盤として、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応を先導し、環境先進地域“関西”を目指す。

ウ 国内外にわたる観光・文化の交流拠点関西

世界に誇る観光資源や歴史文化遺産を活かし、さらに魅力を高めるとともに積極的に情報を発信し、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化圏“関西”を目指す。

エ 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

オ 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

関西の各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターヘリなど救急医療面で多重的なセーフティーネットを構築し、安全・安心の医療圏“関西”を目指す。

#### カ 人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西

経済、環境、医療、観光等における関西の魅力を活かして人が集い、また、港湾や高速道路等の一体的な管理運営による物流コストの低減にも配慮した創造的基盤を構築し、人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点“関西”を目指す。

### ③第3期広域計画（2017年度～2019年度）

第3期広域計画は、2017年3月の議会定例会で議決された。引き続き7分野の広域事務に取り組むとともに、分野間連携に積極的に対応することや、東京一極集中を是正し関西圏域の活力を取り戻すため2016年に策定した「関西創生戦略」への取組のほか、構成団体の連携や協働によりより大きな効果を発揮する施策への積極的な取組、「国土の双眼構造の実現」や国出先機関の移管など分権型社会の実現を目指す積極的な取組の展開などを盛り込んだ計画となっている。

目指すべき関西の将来像については、基本的な考え方として次の3点を定めた。

- I 国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西
- II 個性や強みを活かして、人の環流を生み出し、地域全体が発展する関西
- III アジアのハブ機能を担う新首都・関西

この基本的な考え方にに基づき、内に向けての関西地域内の均衡ある地域形成を目指して定めた将来像から、また、外に向けての関西が国際的な地域間競争に勝ち抜くことを目指して定めた将来像まで、6つの将来像を設定し、その実現を目指して、構成団体一丸となり取り組むこととした。

#### ア 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

#### イ 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

関西の各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターヘリ等救急医療面で多重的なセーフティネットを構築し、安全・安心の医療圏“関西”を目指す。

#### ウ 国内外にわたる観光・文化・スポーツの交流拠点関西

世界に誇る観光資源や歴史文化遺産、スポーツ施設を活かし、さらに魅力を高めながら情報発信を行うとともに、関西に移転する新・文化庁とも連携して積極的に関西・日本を元気にする新しい取組を展開し、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化・スポーツ圏“関西”を目指す。

#### エ 世界に開かれた経済拠点関西

グローバル化が進展する中で地域間競争に打ち勝つため、関西の各地域の強みを束ね、関西全体で「人・モノ・情報」の流動化を図り、世界に開かれた西日本の経済拠点“関西”を目指す。

#### オ 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西

都市と自然の魅力が同時に享受できる関西の地域特性や高度に集積する環境関連産業のポテンシャルを基盤として、省エネや資源循環の推進及び再生可能エネルギーの導入促進等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応を先導し、環境先進地域“関西”を目指す。

#### カ 人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西

経済、環境、医療、観光等における関西の魅力を活かして人が集い、また、港湾や高速道路等の一体的な管理運営による物流コストの低減にも配慮した新しい社会基盤を構築し、人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点“関西”を目指す。

#### ④第4期広域計画（2020年度～2022年度）

第4期広域計画は、2020年3月の議会定例会で議決された。これまでの成果と課題、「ワールドマスタースターズゲームズ2021 関西」や「2025年大阪・関西万博」など関西のポテンシャルを内外に発信する絶好のビッグイベントが控えていることを踏まえ、今後の3年間、関西が直面する現在の社会情勢への対応に加え、女性活躍の推進や「持続可能な開発目標（SDGs）」、「Society5.0」などの新たな課題にも幅広く対応するため策定した。

目指すべき関西の将来像については、基本的な考え方として次の3点を定めた。

- I 国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西
- II 個性や強み、歴史や文化を活かして、地域全体が発展する関西
- III アジア・世界とつながる、新たな価値創造拠点・関西

この基本的な考え方に基づき、以下の6つの将来像を設定し、その実現を目指して構成団体と一丸となり取り組むこととした。また、中央集権体制を打破し、東京一極集中の是正と国土の双眼構造の実現に取り組むとともに、広域課題への対応の更なる深化を図り、自主・自立の関西を創り上げていくことを目指すため、広域連合は関西の“力”を総合化する結節点となるよう、関西における広域行政の責任主体としてリーダーシップを発揮していくことを役割として位置づけた。

##### ア 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西の事前防災の取組を推進し、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

##### イ 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

関西の各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターヘリ等救急医療面で多重的なセーフティーネットを構築し、また、災害時には構成団体の連携により医療資源を最大限効果的に活用できる安全・安心の4次医療圏“関西”を目指す。

##### ウ 国内外にわたる観光・文化・スポーツの交流拠点関西

観光資源や歴史文化遺産、スポーツ資源を活かし、更に魅力を高めながら情報発信を行うとともに、関西に移転する新・文化庁とも連携して積極的に関西・日本を元気にする新しい取組を展開し、世界に誇る国際観光・文化・スポーツ圏“関西”を目指す。

##### エ 世界に開かれた経済拠点関西

関西の産業競争力を更に強化し、国内外での存在感を高めるため、各地域の強みを束ね、国内外から「人・モノ・投資・情報」が集まり、持続可能な社会の実現に貢献し、世界に開かれた経済拠点“関西”を目指す。

##### オ 地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西

都市と自然の魅力が同時に享受できる関西の地域特性や高度に集積する環境関連産業を背景に、環境を経済社会活動の基盤として、環境・経済・社会の統合的向上を実現する地域循環共生圏を形成し、他の地域のモデルとなる持続可能な“関西”を目指す。

##### カ 人・モノ・情報が集積する基盤を有する世界のネットワーク拠点関西

経済、環境、医療、観光等における関西の魅力を活かして人が集い、高速鉄道網や高速道路網の整備、空港・港湾の機能強化により、国内はもとより、アジア・世界とつながるネットワークを構築する。また、SDGsの推進や、日本の国家戦略である Society5.0 時代への対応が求められる中、「2025年大阪・関西万博」の開催とそのレガシーを基盤として、人・モノ・情報が集積・融合・発信される世界のネットワーク拠点“関西”を目指す。

「広域連合が目指すべき関西の将来像」の変遷

第1期広域計画 (2010.12～2013)	第2期広域計画 (2014～2016)	第3期広域計画 (2017～2019)	第4期広域計画 (2020～2022)
<p>①世界に開かれた経済拠点を有する関西</p> <p>②地球環境への対応、持続可能な社会を実現する関西</p> <p>③国内外にわたる観光・交流の関西</p> <p>④危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西</p> <p>⑤医療における安全・安心ネットワークが確立された関西</p> <p>⑥人やモノの交流、アジアのハブ機能を有する関西</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1)アジアのハブ機能を担う新首都・関西</p> <p>(2)個性や強みを活かして地域全体が発展する関西</p> <p>2 将来像</p> <p>①世界に開かれた経済拠点を有する関西</p> <p>②地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西</p> <p>③国内外にわたる観光・文化の交流拠点関西</p> <p>④危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西</p> <p>⑤医療における安全・安心ネットワークが確立された関西</p> <p>⑥人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1)国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西</p> <p>(2)個性や強みを活かして、人の還流を生み出し、地域全体が発展する関西</p> <p>(3)アジアのハブ機能を担う新首都・関西</p> <p>2 将来像</p> <p>①危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西</p> <p>②医療における安全・安心ネットワークが確立された関西</p> <p>③国内外にわたる観光・文化・スポーツの交流拠点関西</p> <p>④世界に開かれた経済拠点関西</p> <p>⑤地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西</p> <p>⑥人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1)国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西</p> <p>(2)個性や強み、歴史や文化を活かして、地域全体が発展する関西</p> <p>(3)アジア・世界とつながる、新たな価値創造拠点・関西</p> <p>2 将来像</p> <p>①危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西</p> <p>②医療における安全・安心ネットワークが確立された関西</p> <p>③国内外にわたる観光・文化・スポーツの交流拠点関西</p> <p>④世界に開かれた経済拠点関西</p> <p>⑤地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西</p> <p>⑥人・モノ・情報が集積する基盤を有する世界のネットワーク拠点関西</p>

### 3. 参加団体

#### (1) 構成団体と連携団体

関西広域連合は、設立当初においては参加する団体は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県及び鳥取県の7府県のみであった。

2007年7月22日に発足した関西広域機構分権改革推進本部には、福井県、三重県、奈良県のほか、政令市もメンバーに加わっていたものの、2009年8月4日の第5回本部会議において設立当初からの参加を見送る意向が表明された。

これは「参加のメリットが明らかではない」、「府県との役割分担や責任の所在が不明確である」、「従来の広域連携により対応できるものが多く含まれている」、「当面処理する事務は府県の事務のみである」といった理由による。

一方で、「設立当初からの構成団体にはならないが、設立後の関西広域連合とは広域的な課題について連携を深めていきたい」との意見があったことを受けて、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体を「連携団体」として指定することとした。

2011年3月29日付けで、福井県、三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市を連携団体として指定したが、2012年4月23日付けで大阪市及び堺市、同年8月14日付けで京都市及び神戸市、2015年12月4日付けで奈良県が構成団体となったため、2020年4月現在の連携団体は福井県及び三重県となっている。

	構成団体	連携団体
設立時	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県、徳島県 (7府県)	福井県、三重県、奈良県 京都市、大阪市、堺市、神戸市
2020年4月現在	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、徳島県 京都市、大阪市、堺市、神戸市 (8府県4政令市)	福井県、三重県

(注) 構成団体のうち下線の団体は一部分野を除く部分参加。

#### (2) 部分参加

関西広域連合では、構成団体はそれぞれの事情に応じて参画する分野を選択することを可能としており、現在のところ、奈良県、鳥取県のほか、府県とは所掌事務及び権限の範囲が異なる4政令市が部分参加となっている。これは関西広域連合の設立の際の「関西広域連合設立案」の基本方針において、「各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい県や政令市との協議の仕組みを構築する」としたことを踏まえたものである。

	広域防災	広域観光文化・スポーツ振興		広域産業振興	広域医療		広域環境保全	資格試験・免許等	広域職員研修
		うち通訳案内士登録	うちドクターヘリ						
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	—	—	—	—	—	—
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	—	○	○	○	○	○	—	—	—
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	—※	○	○	—※	○	—※	○
大阪市	○	○	—※	○	○	—※	○	—※	○
堺市	○	○	—※	○	○	—※	○	—※	○
神戸市	○	○	—※	○	○	—※	○	—※	○

※広域観光振興のうち、通訳案内士登録事務等は、府県の事務であるため構成指定都市を除く

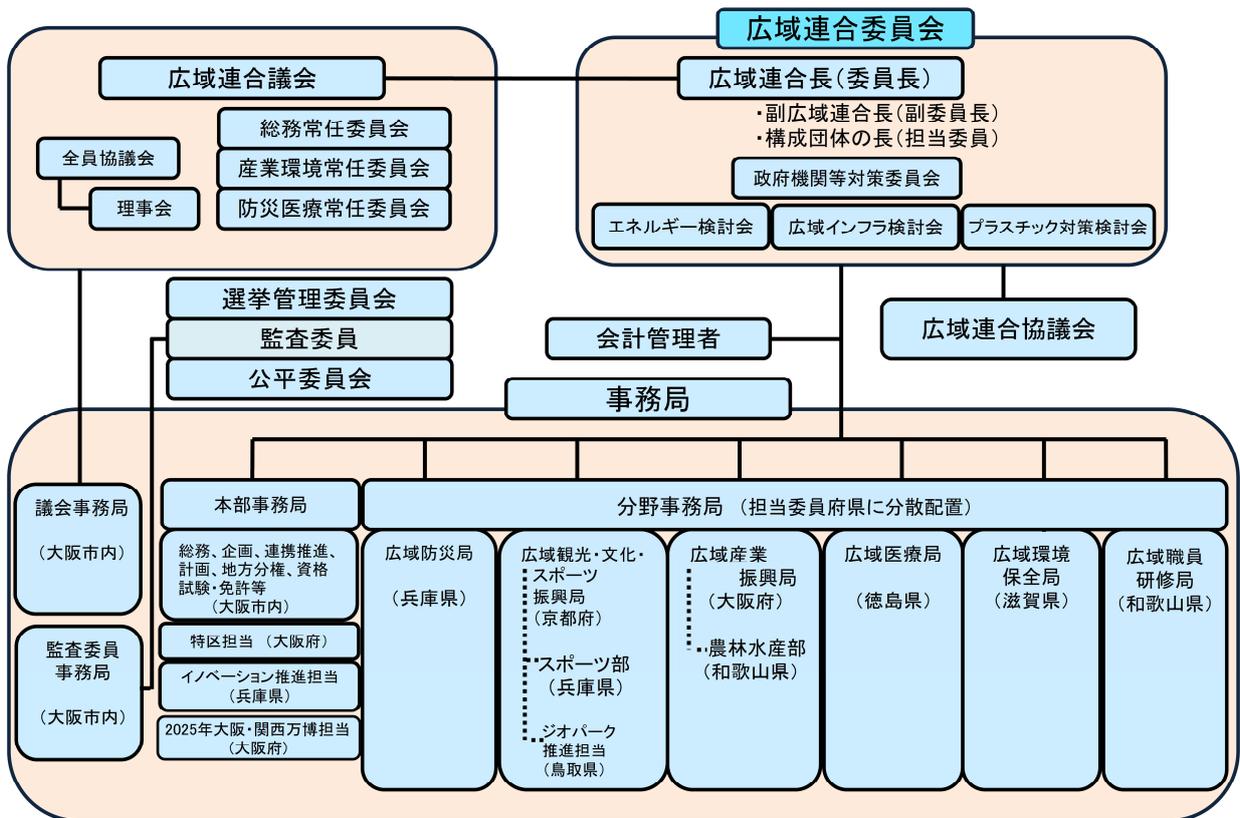
広域医療のうち、救急医療用ヘリコプターに関する事務は、府県の事務であるため構成指定都市を除く

資格試験・免許等については、府県の事務であるため構成指定都市を除く

## 4. 組織体制

関西広域連合では、地方自治法に定める広域連合長や広域連合議会のほか、独自の組織体制として、合議による組織運営としての「広域連合委員会」、住民等から幅広く意見を聴取し、広域連合の実施事務はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について協議する「広域連合協議会」、簡素で効率的な事務局組織を設けている。分野事務局については、担当委員府県に設置する分散型事務局体制を構築し、当該府県をはじめとする構成団体職員が広域連合の職を兼務することで府県市の事務と連携を図りつつ、担当委員の主導により迅速に事務を処理するいわゆる業務首都制を構築している。

○関西広域連合の組織図(2020年4月現在)



### (1) 広域連合長

広域連合長の選任については、地方自治法第291条の5の規定により、広域連合の選挙人による直接選挙又は構成団体の長による間接選挙によることとされている。関西広域連合長の選挙は、処理する事務の性格や効率性等を勘案して、規約において、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙することと定めている。

また、広域連合長については、構成団体の長が兼務して職務を行うため、比較的短期間で評価・検証を行っていく必要がある。こうしたことから、その任期は2年と定めた。ただし、関西広域連合長は「関西の顔」としての評価に値するので、再任を禁止せず、長期間の在任を可能とした。

2010年12月4日の第1回広域連合委員会において、井戸敏三兵庫県知事が広域連合長に選出され、仁坂吉伸和歌山県知事が副広域連合長となり、以降、5期連続で再任された。

2020年11月25日の第124回広域連合委員会において、仁坂吉伸和歌山県知事が広域連合長に選出され、西脇隆俊京都府知事が副広域連合長となった。

## (2) 広域連合委員会

関西広域連合では、広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、構成団体の長を「委員」とする合議機関として独自の関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を設置している。

広域連合委員会は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するに当たり広域連合委員会に諮ることにより構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導の下に各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体の長が「委員」という補助機関となり、事務分野毎の「担当委員」として執行を担う仕組みとするものである。



	担当委員	副担当委員	事務局	
広域防災	兵庫県知事	奈良県知事、神戸市長	広域防災局（兵庫県）	
広域観光・文化・スポーツ振興	京都府知事	奈良県知事、京都市長	広域観光・文化・スポーツ振興局（京都府）	
	スポーツ振興	兵庫県知事	鳥取県知事	スポーツ部（兵庫県）
	シオパーク	鳥取県知事		シオパーク推進担当（鳥取県）
広域産業振興	大阪府知事	大阪市長、堺市長	広域産業振興局（大阪府）	
	農林水産業振興	和歌山県知事		農林水産部（和歌山県）
広域医療	徳島県知事		広域医療局（徳島県）	
広域環境保全	滋賀県知事		広域環境保全局（滋賀県）	
資格試験・免許等			本部事務局 資格試験・免許課	
広域職員研修	和歌山県知事		広域職員研修局（和歌山県）	

関西広域連合委員会運営規則（平成22年関西広域連合規則第3号）では、広域連合委員会において、規約第5条に規定する事務の追加に関する事項、規約の変更に関する事項、広域計画・条例・予算等広域連合議会議決案件の原案に関する事項、その他広域連合の運営に関する重要事項等を審議することになっている。

### 【広域連合委員会の主な重要事項の審議等】

年月	会議名	審議項目
2011年3月	第4回	東日本大震災に対し、カウンターパート方式での支援の実施などを決定
2012年5月	第20回 第21回	原子力発電所の安全確保と再稼働について斎藤内閣官房副長官、細野原発事故収束・再発防止担当大臣が説明
2013年8月	第36回	ワールドマスターズゲームズ2021年大会の関西での開催を目指すことを決定
2016年4月	第64回	2016年4月14日に発生した熊本地震への支援などの対応について報告
2016年9月	第73回	「2025年日本における国際博覧会(大阪開催)の誘致について」を決議

2017年4月	第80回	文化庁地域文化創生本部が4月1日に京都市で発足したことについて文化庁中岡次長及び松坂地域文化創生本部事務局長から報告
2017年10月	第86回	国における女性活躍推進の取組状況等について、内閣府岡本男女共同参画局担当大臣官房審議官から報告
2018年3月	第91回	消費者行政新未来創造オフィスをはじめとする2018年度の消費者庁の取組について消費者庁岡村長官が説明
2018年7月	第94回	大阪府北部を震源とする地震の被害状況と対応について報告、国への緊急要望文について決議
2018年10月	第98回	「新文化庁」としての機能強化や今後の取組等について文化庁村田次長及び松坂地域文化創生本部事務局長から報告
2018年12月	第100回	2025年大阪・関西万博の誘致決定と開催に向けた今後の進め方、スケジュール等について報告
2019年11月	第111回	2020年度から徳島県に設置される「消費者庁新未来創造戦略本部」について、消費者庁伊藤長官から報告
2020年1月	第113回	2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の進捗状況等について2025年日本国際博覧会協会石毛事務総長から報告
2020年3月～	第114回～	新型コロナウイルス感染症への対応や国への要望・提案、府県市民向けの宣言(関西・GWも外出しない宣言、関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言)等について協議(第116回と第117回は新型コロナウイルス感染症による移動自粛のためWEB開催)

### (3) 広域連合議会

#### ①議員定数

広域連合議会の議員定数については、規約において規定するよう定められている(地方自治法第291条の4第1項第7号)。

設立当初の広域連合議会の議員定数は、広域連合が担う設立当初の事務が構成団体の膨大な事務のごく一部に過ぎず、事業規模も小さいことから20人としていた。

しかし、2013年度以降、広域連合では、設立当初の事務に係る取組が本格化することに加え、次期広域計画の策定による新たな展開が見込まれるとともに、国の事務・権限等の移譲に向けた取組をさらに強化する必要があった。

こうした状況に対応して、広域連合議会の活動を充実させ、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化することにより、広域連合の適切な事務執行と地方分権に向けた活動の強化を図るため、2012



年6月、全員協議会に議員定数検討部会が設置され、2013年6月を目途に議員定数の本格見直しを行うこととされた。その検討結果を踏まえ、総定数を設立時の2倍程度の36人とし、構成団体への配分については、政令市が構成団体となったことを踏まえ、府県域ベースで議員数を設定し(政令市の有無で地域バランスが左右されない)、府県・政令市の配分はそれぞれの府県市間で協議することとされた。その後、奈良県の加入に伴い、2015年12月4日に議員定数を39人に変更した。各構成府県域への配分の考え方は次のとおりである。

設立時	現在
(1)均等割 構成団体に1人ずつ (2)人口割：以下の人口区分に応じて加算 人口 250 万未満の構成団体は 1 人 人口 250 万以上 500 万未満の構成団体は 2 人 人口 500 万以上 750 万未満の構成団体は 3 人 人口 750 万以上の構成団体は 4 人	(1)均等割 構成府県域に 2 人ずつ (2)人口割： 人口 250 万人未満の構成府県域は 2 人 人口 250 万以上 500 万未満の構成府県域は 4 人 人口 500 万以上 750 万未満の構成府県域は 6 人 人口 750 万以上の構成府県域は 8 人 (3)参加事務等による調整 ア 参加事務の数が 3 以下の場合には 1 人減 イ 構成団体間の均衡又は国出先機関の管轄区域外は 1 人減

## ②選挙の方法

広域連合議会議員については、直接選挙（広域連合の選挙人の投票による選挙）又は間接選挙（広域連合を組織する地方公共団体の議会における選挙）のいずれかによらなければならないが、一部事務組合において認められている「充て職」は広域連合では認められていない（地方自治法第 291 条の 5 第 1 項）。

選挙の方法は、規約で定めることとされており（地方自治法第 291 条の 4 第 1 項第 7 号）、関西広域連合は持ち寄り事務を中核とし、組織体制も簡素なものとしていることから、多額の費用を要する選挙人による直接選挙を採用せず、間接選挙の方式とした。

あわせて、被選挙人については、民意の十分な反映が必要なことから、公選による者である構成団体の議会の議員とした。なお、他の広域連合では、構成団体の議員のみならず、構成団体の長を議員としている例もあるが、関西広域連合では、広域連合委員会を別途設置し、構成団体の長の意見を反映することとしているため、広域連合議会は構成団体の議会の議員のみをもって組織することとした。

## ③任期

広域連合議員の任期は、規約で定めることとされており（地方自治法第 291 条の 4 第 1 項第 7 号）、構成団体の議会の議員から選挙されるため、「当該構成団体の議会の議員の任期による」こととした。

加えて、構成団体の議会の新たな任期が始まったときに、当該団体における次の広域連合議会議員の選挙まで期間がある場合において、前任議員が構成団体の議会議員の身分を引き続き保有する場合には、後任議員が選出されるまで引き続き在任することとしている。

# （４）広域連合協議会

## ①目的

関西広域連合では、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地域団体・経済団体等の代表者、学識経験者等による関西広域連合協議会（以下「広域連合協議会」という。）を設置している。

広域連合協議会は、関西広域連合の広域計画・基本方針等の策定に関する事項のほか、関係団体等との連携事業に関する事項、関西の広域的課題やあり方に関する事項等について幅広く意見を聴取するもので、広域連合の運営に反映させるという重要な役割を担っている。

なお、地方自治法第 291 条の 8 第 1 項に、広域連合の協議会を置くことができる旨規定されているが、これは、広域計画の推進のため広く広域連合の組織の外のものと協議を行う仕組みとして設置するものであるため、構成員に国の地方行政機関の長を任命することができる一方で、広域連合長を除

く広域連合を組織する府県の知事を任命できないといった制約がある。そのため、広域連合協議会は地方自治法第 292 条の規定に基づき同法第 138 条の 4 第 3 項の規定を準用した、条例に基づく広域連合長の附属機関として設置している。

## ②構成員

広域連合長が任命する委員 70 人以内で構成（2020 年 4 月現在 67 人）

○地域団体の代表者等

（産業経済インフラ、観光文化スポーツ、医療福祉、環境エネルギー、防災、コミュニティの各分野）

○有識者

○公募委員

○近畿ブロック地方団体等の代表者

（市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会等の代表者、鳥取県市長会、徳島県町村会）

## ③開催概要

ア 全体会議 年 2 回程度

広域連合長、各委員（知事・市長）の出席のもと、協議を行う。

イ 分科会 必要に応じて開催

ウ 専門部会（開催回数は 2020 年 3 月まで）

（ア）琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会 2014 年 8 月から 15 回開催

（イ）広域行政のあり方検討会 2017 年 9 月から 16 回開催

（ウ）広域計画等フォローアップ委員会 2018 年 1 月から 8 回開催（小委員会含む）

（エ）広域計画等推進委員会 2019 年 6 月から 3 回開催

## （5）事務局

関西広域連合では、広域連合委員会の担当委員（知事）府県のバックアップのもと、以下のとおり簡素で効率的な事務局組織としている。

### ①本部事務局

総務企画及び資格試験・免許等の事務を担う本部事務局を大阪市内に置き、広域連合長の統括のもと、各構成団体から派遣された職員が事務を担う。

### ②分野事務局

資格試験・免許等分野を除く広域防災担当、広域観光・文化振興担当、広域産業振興担当などの各事務分野については、(1)当面処理する事務が限定的であること、(2)各担当委員の主導により迅速に事務を処理する必要があることから、各担当委員府県の組織を活用することとし、各担当府県に置き、広域連合長から権限の委任を受けた各担当委員及び副担当委員（各府県市知事及び市長）の統括の下、当該担当委員府県市職員が広域連合の職を兼務して事務を担ういわゆる業務首都制としている。

なお、新たな事務に取り組むため組織体制の整備が必要となる場合でも、簡素で効率的な執行体制とするため、本部事務局と分野事務局あるいは分野事務局間をまたぐプロジェクトチームを編成し、新たな課題や緊急的な対応が求められる場合にも対応できる柔軟な組織体制としている。

### ③各分野事務局における担当委員府県と他の構成府縣市との連携

各担当委員府県に配置される各分野担当については、担当委員府県市の関係部局長が各分野事務局の局長を兼務するのをはじめとして関係職員が広く広域連合職員を兼務するとともに、その他の府県市の関係部局長が広域連合の「参与」を兼務している。

各構成府県市において、主に関西広域連合の専任となる企画担当課長と分野事務局の担当課長による分野横断的な連絡会議を開催するなど、広域連合事務局としての一体性を確保しつつ、構成府県市間の連携を図っている。

〈2011年4月時点の事務局〉

(本部事務局の専任職員数13名、総数は198名)

本部事務局	分野事務局					
総務企画、 資格試験・免許等	広域防災局 (兵庫県)	広域観光・文 化振興局 (京都府)	広域産業 振興局 (大阪府)	広域医療局 (徳島県)	広域環境 保全局 (滋賀県)	広域職員 研修局 (和歌山県)
		ジオパーク 推進担当 (鳥取県)				



〈2020年4月時点の事務局〉

(本部事務局の専任職員数30名、総数は799名)

本部事務局	分野事務局					
総務、企画、 連携推進、計画、 地方分権、 資格試験・免許等	広域防災局 (兵庫県)	広域観光・文 化・スポーツ振 興局 (京都府)	広域産業 振興局 (大阪府)	広域医療局 (徳島県)	広域環境 保全局 (滋賀県)	広域職員 研修局 (和歌山県)
特区担当(大阪府)		スポーツ部 (兵庫県)	農林水産部 (和歌山県)			
イノベーション推進担 当(兵庫県)		ジオパーク 推進担当 (鳥取県)				
2025年大阪・関西 万博担当(大阪府)						